

十分に注意しながら、その中で何か基本的な変化等があれば、当然それがほかの施策に与えるような影響を考えながら対処していくようにいたすことであると思ひますが、たいへん恐縮でございませうけれども、担当いたしておりますので、この程度のお答えしかできません。

○佐野(進)委員 大臣がきょうはおるものであると判断して、いろいろ聞いてみたいと思つて準備をしてきたのですが、大臣がおらないし、大蔵省のほうは別の問題で質問したいと思つておつたわけですから、要求をしておりませんでしたから無理だと思ひますが、私は、きのうの株式の高騰あるいは店頭から金が資産家にどんどん買い取られておる、日本円のドルとの交換が異常なほど進行しておる、こういうような一連の動きとは、いま日本経済、特に貿易面において重大なる責任を持つ通産省としては、看過すべからざる重大事態だと思ひます。したがつて、こういう重大事態に対処する政務次官は十分勉強してあるんだらうと思ひのだけれども、しかし政策の最高方針にも触れる問題も多いから、なかなか答えにくい点もあると思ひますから、私は同情する意味で質問を打ち切りたいと思ひますが、ひとつこれらの問題については十分格別な配慮を払いながら取り組みをしてもらいたいと思ひます。

ただ、ここで一言聞いておきたいことは、いわゆるドル不安は必然的にドルの切り下げを招く。ドルの切り下げを招くことになるならば、そのことは円の切り下げということになるのではないのか。円の切り下げということになれば、金を幾ら持つておつてもしょうがない。だから物にかえる。物にかえるということが必然的に、土地はなかなか簡単に売買できないから、株がいろいろとうとうとうと株になつておる。しかし株自体の持つ現在の環境下におけるその役割りというものは、なかなか持たないから利益になるというのではないといふことはだれしも知つていながら、やはり株式の投資のほうに向いてゐる。いま日本の国民は経済的に非常に判断に迷つておる時期だ。したがつて、判断に迷つておる時期が一波万波を呼んで、ちよつと投げられた一つの石が異常な株式相場を現出しておるといふざるを得ないと思ひます。したがつてこのことは、それでなくともことしは非常にたいへんではないかといふことを言われてきた中小企業界にとつては、特に経営者にとつては、たいへん深刻な問題になりつづつておると思ひます。この大もとを正さずして、一つ一つの現象についてのみ対策を立てておつても、これは本質的に中小企業対策にならない、こういうふうに断ぜざるを得ないと思ひます。したがつてそういう点について、政策的にこれはこうだといふことを一刻も早く中小企業者に対してその方針を明らかにしてやるといふことが、政府が当面とる政策としては非常に重大なことじゃないか、こう思ひわけです。

そこで私は一つだけお聞きしておきたいことは、いまドル不安の中でドルが切り下げられるのではないかとということと円の切り下げも行なわれるだらう、こういうことが強く心配されてゐる問題ですが、きのうのどこの委員会でも日銀総裁が招かれて委員の質問に答えたことで、ドルの切り下げがあれば必然的に円の切り下げというものは行なわれるであらう、そしてドルの切り下げというものが必然的な傾向にあるような印象の答弁がなされたといふことを私聞いておるのですが、はたしてドル切り下げ並びに円の切り下げということについて、そういうような状態は、日銀総裁が言明したということも関連して、どう政府側は受けとめられておるのか。政務次官が無理なら、中小企業庁長官でもいいし、あるいは大蔵省金融課長でもいいから、ひとつそういう全体としての動き、見通しを含めてけつこうだから、明らかにしてももらいたいと思ひます。

○長岡説明員 非常に大きな問題でございまして、また私の責任範囲は、いわばこの大きな波を受けるという立場でございまして、先生御指摘のように、こういう大きなドルそのものの動揺といふものを一応のけても、なおかついま中小企業は

たいへんな時代を迎えつづつておる、その上へもつていって、いまの御指摘のような時代になつてくるわけでありまして、担当する私といたしまして一番大事なのは、やはり日本経済も、従来のようにスムーズに、いわば一本調子で、むしろ景気の波動は相当ございましてたけれど、まあまあとにかく一本調子で伸びてきたといふことを前提にして中小企業の経営をしていくなり、ないしは特に政府が政策を考えていくなりではないか、これはなにか。相当日本の経済がやはり大きく動いていくといふことを前提にして私たち責任者は政策を考えていく必要があるといふことになりまして、この日本の経済が大きく動く場合の政策は、さしあたり何を考えるべきかといへば、これはもう平凡なことではございましてけれども、體質を強化していく、それから構造を改善していくといふことに重点を注いでいくよりしかたがないのではないだらうか。これから特にむずかしいのは、體質を強化し構造改善していく場合に、いままでのようにと申しますか、貿易が自由化されず、資本が自由化されなかつたときの政策のように、国内だけで考えられませんでした、どうしても開放体制で考えていかなければならぬので、この體質の強化策、構造改善策は、よほど強力に進めていくといふことが絶対に必要であるといふ覚悟をしておる次第でございまして。

○佐野(進)委員 いまの問題について、いわゆるドルの切り下げが円の切り下げの不安を招いておる、そのことが、経済的にいへばゆる中小企業に対して非常に大きな不安を与えておる、したがつて、そのことが、中小企業者の本来持つその仕事に専念することなく、専念し得る状態ではなく、そういうような方面に注意、力点を向けざるを得なくなる、こういうような懸念があらわれつつあると思ひます。したがつて、そのことは、株式市場にあらわれているように、いわゆる輸出を振興しなければ日本経済の存立ないし中小企業者の繁栄もないといふことがわかりながら、実際にはそう

いふことと相反した行動に中小企業の経営者が立たされつづつておるということなんです。したがつて、そういう状況に対処して、円の切り下げはやりませんといふことをはっきり表明できれば、それはもう道ははっきりするわけですね。ところが、日銀総裁の発言でも、あるいはその他有力者の発言、いろいろあつても、結局そこへいくのではないかとこういう懸念が残れば残るほど、中小企業者は自分たちの財産を守るために、これは企業というか日本経済を繁栄させるという一つの役割りを果たすといふことでなく、自己保存本能のために、相反した行動に立たざるを得ない。だから、そういう点について政府が円の切り下げについてはこれは絶対いたしませんといふことを表明できるのか、あるいはアメリカのドルが切り下げられるならば、円の切り下げもやむを得ないといふように考えておるのか、こういう点が非常に重要なことになつてきておると思ひます。だからその点について、きょうの場面ではちよつと無理だと思ひますが、通産大臣なり大蔵大臣なりがそれらについて答弁すべきだと思ひますが、ひとつもう少し、いま言われたような形でなく、突つ込んだ答弁をしてもらいたい、こう思ひます。

○藤井政府委員 問題がたいへん国の経済の根本に直接触れる問題であり、おそろく通産大臣がおいでになつても具体的な返答はできない。これは私からそんなことを言うのはいささか出過ぎでございましてけれども、これはやはり大蔵大臣を中心にして、当面せる激しい国内外の経済の動きに対して、佐野委員御指摘のような、日本としてどう対処するか、これは音を立てないで真剣に検討すべき問題である。御趣旨はよくわかりますので、大臣のほうにも私からよく伝えておきたい、このように思ひます。

○佐野(進)委員 それでは次に進みますが、私は、いま申し上げたようなことが必然的に日本の貿易対策について重大な影響を与えていこうと思ひます。この前ジェトロをはじめ各界の代表者にお

三

いでも願ったとき、輸入課徴金が実施されるといふことで日本経済は非常に深刻な影響を受けるのではないかと、特に総合収支について、赤字が、三億五千万ドルないし四億ドル程度がこれによつて七億ドル程度になるのではないという意見の開陳があつたと思ふのです。ところが、事態は、この輸入課徴金の問題をさらに大きく乗り越えたような様相をいま示しつつあるわけです。したがつて、こういう部面からくる輸入の制限、さらに輸出の増進というやうなことをやらざるを得ないわけですが、輸出の増進ということは、世界情勢の中で非常に大きな隘路に達着してある、こういうことをもういまの時点の中で断ぜざるを得ないと思ふのです。中小企業庁としては、こういう事態に對処して、さつき構造改善をする、輸出の増進をする、いろいろ言われましたけれども、單なることばの上の説明は、もういままでも何十冊の本にもそういうことが書いてあるわけですから、その書いてあるときとていまの答弁もほぼ同じですね。しかし、事実上の問題としては、もつともつきつとびしい状況がくると思ふのですが、中小企業の面における輸出に与える影響、これは一体、いままでの見通しに對して、どの程度のいわゆるマイナス面における影響が出てくる、そう予想せざるを得ない、というやうなことを検討したことがあるのかどうか。あればその内容をここでひとつお示し願ひたい。

○乙竹政府委員 輸入課徴金が日本の輸出に對してどの程度の量的な効果を及ぼすであらうかという御質問は、今国会におきましてたびたびなされたこととてございませう。それに対して通産大臣から、これは非常にむずかしい問題で、勉強はしておりますが、いま数字的には申し上げることがなかなか困難でございませう。私たち中小企業の責任者といひましては、繊維でございませうとか、雑貨でございませうとか、軽機械でございませうとか、いわゆる輸入課徴金で一番被害を受ける輸出品が中小企業者の製品でございまして、その被害

は非常に大きいであらうという心配をしております。したがつて、この課徴金阻止につきましては、政府部内におきまして、もつと強硬な措置をとつてまいらうやうな要請を強くしておるわけとてございませうが、先生端の御質問の量的にどうかといふことにつきましては、きょう現在においてまだ勉強ができておりません。

○佐野(進)委員 私は、これはいまの情勢から判断して、必然的に各国がそれぞれ、特にアメリカが財政立て直しのために輸入の障壁を高くする、こういうことは当然予想されることである、對外援助費、あるいはまたE.E.C諸国をはじめヨーロッパ諸国もそれぞれ自国の経済を守ろうとする、そういう行動の中で、低開発国に対する援助ないし對策といふものはどうしてもおくれしてくる、そういうことは見通さざるを得ないと思ふのです。そうすれば、必然的に輸出というものが非常に少なくなつてくる、こういう点は当然予想されなければならぬと思ふのです。こういう点について、量的にどうかといふことがまだ見通されません、この量は無理もないことだと思ふのですが、この量のどこかといふことが必然的には中小企業者の生産に關連を持ってくるわけですし、生産が過剰になり、あるいはまたストックが多くなる、買つてくれる相手方がその輸入を受け入れないといふやうなことになる、中小企業者は、そのものをつくつたといふ形の中で倒産という悲運に逢着しなければならぬ。これはだれしも考えられることだと思ふのですが、そういう点について、中小企業に對する基本方針を立てる段階と、現在のいろいろの條件は相當変わつてきてゐると思ふのですが、そういう点に對して中小企業庁はまだ全然何も考えていません、こういうやうな答弁と受け取れるのですが、どういふことか、その点をひとつ、情勢の変化に對した對策をどういふ形に對して立てるつもりか、この際聞かしておいていただきたい。

○乙竹政府委員 量的な面では、非常にむずかしい問題でございませうので、残念ながらお答えができません。きかねるということとはさつきお答え申し上げたわけとてございませうが、この對策につきましては、率直に申し上げまして、今回の予算案を組みますときに輸入課徴金問題というものが出ていなかつたことは事実でございませう。しかし、いわゆる特惠の問題でございませうとか、特惠以前にさらに後進国の非常に激しい追い上げでございませうとか、それから国内の労働力不足によります中小企業者の非常な苦惱でございませうとか、こういうことはいづれも明瞭に出ておつたわけとてございませう、これに對しては私たちが、今回の予算案におきまして、これは決して十二分ではございませうけれども、できるだけ努力をいたしまして、構造改善に對します施策でございませうとか、もちろんこれも構造改善の重要な柱になるのでございませうけれども、技術改善の施策でございませうとか、さらに零細小規模企業者に對します施策でございませうとか、こういうものをできるだけ織り込んだわけとてございませう。今回の中小企業予算、また財投等をひくくする、今回の中小企業策の大黒柱になつておりますのは、この世界の激動期におきまして日本の中小企業者を脱皮させていくという構造改善、またこの中小企業者を守っていくという對策、これが中心になつておりますので、ただ先ほど申し上げましたやうに、予算をつくりましますときに確かに課徴金の問題はわれわれとしては念頭になかつたといふことは申し上げざるを得ないのであります。私たちの、課徴金以前に立てました施策というものが間違つてゐるとは決して思ひません、むしろその施策をアクセルを踏んですみやかに実施していくことが現在の施策として非常に大事であり、正しい方向であるといふふうに思つておる次第でございませう。

○佐野(進)委員 時間がなくなつてくるから、質問の要点をひとつしぼつていきたいと思ふのですが、そうすると、この問題については、ほとんど中小企業者が年度計画に基づいて生産をあげた、もちろん中小企業者だけでなく大企業もあるけれども、話を中小企業にしばつてみますと、あげた。しかし各国はデフレ的な様相を深めて、輸入の障壁を高くするといふことで、物が売れなくなつて、したがつて、いまの状態の中では、そういう点があなた方が中小企業策を立てたときよりもむしろ進んだ形の中で深刻化してゐるということになれば、必然的に、それらの物をつくり過ぎて売れないといふことで倒産の危機に見舞われる、こういうことが予想されるわけとてございませう。そういうことが予想されるわけとて、中小企業者としては、これらの業界ないし業者に對して、あるいはそのストックを保有するそれそれのものに對して特別の融資なりあるいは救済策なり、そういうものは当然考へていかなければならぬと思ふのですが、そういう点についてはいまのところどう考へておるか、それを聞いて次へ進みます。

○乙竹政府委員 ほとんど日本の輸出先の状況が変わつてくるわけとてございませうから、一番大事なことは、売れるものをつくるやうに市場調査をいたし、また業界に對してそういう情報を的確に流すといふことが一番必要だと思ひます。さしあつたりの問題としては、輸出振興に對するいろいろの諸措置を講じていく必要があると思ひます。しかし、なお目先の問題として、いまつくつておるものがとる、特にこういうドル不安でございませうとか、課徴金問題でございませうとか、こういうやうな貿易の出入りのビジネス・ルールを乱すやうな輸出品は輸出約定が滞りがちになるわけとてございまして、こういうさしあつたりの對策につきましては、私たちとして商工中金等を活用して、資金量も限られておるのでございませうから、十分といふやうな大きなことは申し上げられませんが、できるだけの措置を講じていくことが必要である。しかし第二段に、やはり一般的な輸出振興策、強化對策を講じていくことが長期には必要であるし、市場對策が一番大事である。そういう中で努力をしてまいりたいと思ひます。

○佐野(進)委員 まだ聞きたいのですが、次に進

時年末にちよつと減つたのでございますが、またさらにふえてまいり、非常に苦慮しておるところでございます。さらに、おそらく金融の引き締めのおかげで、その程度は逐次加わるというふうに覚悟せねばならぬなと思いますので、もちろん今回と申しますか昨年当初からこの倒産が高水準になってきておりまして、その原因は単なる金融引き締めとは思われません。業種によつていろいろ事情が変わつておるようでございますが、體質的に脆弱であり、また経営的に十分でなかつた企業が引き締めで倒れる、こういうことでございますので、引き締めが、弱くなつてきた企業を倒す契機になることは否定できない。そうなりますと、これから引き締めが加わつてきます特に五、六月という時期が心づかぬ配されるわけでございます。この状況につきましては、私たち衆議院を許されたい。十分これは神経質に監視をしていかなければいけない。もし相当なる事態が生じてくるということになりますならば、できるだけ私たちの持つております手段、政

○佐野(連)委員 中小企業庁のほうで具体的に予見される数字を言ってくるということでは、はいそうですかということは無理だろうと思うが、これはわかるのだけれども、しかし一月に九百件、今度は千百件以上、こういうぐあいに雪だるま式というか飛躍的に倒産件数がふえていつていっているのですね。その金額も非常に大きくなっている。いわゆる倒産する金額そのものが大きくなっている。国際的、国内的な情勢の中で引き締めがさらに強化される。ことによると公定歩合の引き上げもさらにあるのではないか。財政繰り延べも行なわられる。どこからどう踏んでみても、いまよりもよくなる中小企業者の環境というものはないわけですね。いまよりも中小企業者の環境がよくなるという保証はない中で、いまでも千二百件に近いものものが倒産しておるとなると、だれでもが心配している五月、六月には飛躍的に増大するということ

は、これはもうはつきりいえる段階ではないかと
思うのです。そういう事態が一体いままでの統計
上の問題——これはいろいろありますね。私もい
ろいろ倒産のことについて研究してみたのです
が、一つの出発点を基礎にして統計をとってい
くと、金融引き締めその他の状況の中で倒産件数
が、単なる勉強のための資料だし、あなた方は
責任ある立場における説明になるからなかなか
言えないと思うのですが、これはもう二千年、
三千年というものが当然だ、こういうことにな
ると思うのです。そういうような面について私
はたまたま心配をしているわけですが、これは
保険公庫の總裁がお見えになつております
から、これから倒産件数についての現状を出
発点として、ここ数カ月でいいですが、将来に
対してどの程度倒産を予測し、これに対する
対策を立てなければならぬかというについ
て、ひとつお答えを願いたいと思います。

であると思います。私ども、これは正確に申し上げますと、倒産とイコールにはならぬと思うのでありますけれども、御承知のように保険金を支払っております。保険金の支払いというのは、中小企業の方々が金融機関から金融を受けて期日に弁済できないために保証協会がいわゆる代弁をする、それから法律的に私どものほうが保険金を支払うことになりまして、いわゆる代位弁済の額の増減が保険金にはね返ってくることは御承知のとおりでございます。したがって、私のほうから申し上げるならば、今後代位弁済がどのくらいふえるだろうかという御趣旨として考えたいと思うわけでございします。これまた倒産と同じように、なかなか何割ということを的確に申し上げるのは困難だと思ひますのは、過去の例で見ましても、月によりまして代位弁済というのはかなり高低がございます。全体を通じて見ますれば、これがいわゆるアツ

プカーであるということとは申し上げることができるのでございますが、これをきわめて短期に見まして、二カ月、三カ月の代弁の額がどのくらいになるか、いまの時点を基礎にしまして何割をえるということ、いま私責任を持って申し上げるだけの実は自信がございませんけれども、それにいたしまして、現状を基礎にしましてここ数カ月の間に代位弁済の額がかなりふえてまいるということとは考えられるのでございます。私どもそれを頭に置きつつ仕事を進めてまいりたいと考えております。

○佐野(進)委員　大蔵省の主計官ですが、中小企業担当だという人にお伺いをしたいと思うのですが、いわゆる倒産件数の増加ということは必然的に金融面からこれを解決していこうという点につながりが非常に強いと思う。したがって、通産省に対して、関連三公庫はもちろん、他の一般中小企業金融について、われわれは非常に努力しても、らいたいというお願いを出しておるわけですが、この五、六月の、いわゆる倒産がピークにくるで

してどのような金融措置をとらうとしておるか、ひとつ説明額したいと思ひます。

○長岡説明員 銀行局の中小企業課長でございますが、お答え申し上げます。金融引き締めのもとといたしまして、おける中小企業対策といひますか、一番しむをうけやすひ中小企業に對する配慮といふ点につきまはしては、大蔵省といひしまして、金融業界の指導等の面で十分に配慮をいたしてきておるつもりでございます。たとへば本年一月に公定歩合の再引き上げが行なわれました際にも、特に民間金融機関に對しまして、その引き締めの影響が中小企業に過度に寄るやうなことがないやうにといふやうな要請をいたしまして、その要請を受けまして全国銀行は、例の標準金利の引き上げに際しまして、主として中小企業関係であると思はれます一件三百万円以下の日銀再割引適格商手割引歩合を据え置くといふやうなこともいたしてお

るわけでございます。したがしまして、今後におきまして、また私どももいたしましては、四十三年度の金融情勢等につきまして、先ほどから御質問がありました点について数字的に的確に把握しておるわけではございませんけれども、ある程度そのような情勢を見込みながら、政府系の中小三金融機関につきまして、その資金量を約一九％増額する。あるいは後ほど御質問もあらうかと思いますが、保険公庫の業務、信用保証協会の業務につきまして、相当程度代位弁済がふえてもまたそれに対する保険金の支払いに支障を来さなまいといったような配慮をいたしたつもりでございしますが、なお、今後の問題につきましても、そのときの事態をよく見きわめまして、何とか中小企業者のうち健全な経営を行なっておるものが金融を理由として倒産するといったようなことにならないように気を付けてまいりたいと思っております。

○佐野(建)委員　私は、いまの金融課長の答弁で、一生懸命やるといふことから、それでも

うたいへんけつこうだと思つたのです。ただ、金融から倒産がこないという、そういう面についての格別の配慮をするということが政府において行なわれる、あるいは政府関係の三金融機関また保険公庫の總裁等が一生懸命やってくれるということになれば、中小企業の倒産について、それを防止するために非常に役立つであらう、したがってこの面についてはさらに格段の努力をしてもらいたいと思つたのですが、過去倒産した例の中で、実はこの前も相互銀行の会長が来たとき質問をしておつた問題があるので、この際若干の時間をいただいて金融課長並びに中小企業庁長官に質問をしてみたいと思つたのです。

これは、この前のとき質問したように、昨年の六月二十九日、東京相互銀行の、いわゆる金融機関としての不徳義な取り扱いによつて中堅中小企業が倒産した事例があるわけです。その不徳義な内容というのは、そういうことをしなければその中小企業は倒産をしなくても済んだであらうし、さらにそれに関連する百五十幾つかの中小企業が不測の損害を受けないで済んだであらうし、関連して倒産した幾つかの企業を救うことができたのではないかと。これは中小企業の倒産が単に新聞紙上何千件あったというだけでなく、おそらくそれに相類するものも相当数あると思つたので、あえて具体的に質問を申し上げるわけですが、こういう倒産に追い込まれるような措置を銀行がとつた場合、あるいは金融機関がとつた場合、これに対する制裁というか、あるいは片一方においてはそういう金融機関に対する制裁であり、片一方においてはそういう理由によつて倒産した企業に対する救済、こういうような点はどのような処置がとられるのか、この際、中小企業庁長官と大蔵省の金融課長にお伺いしておきたいと思つた。

○乙竹政府委員 一般問題といたしまして、これからだんだん縮まって来た場合に、倒産に類するような企業が出てくるわけでありまして、私たちがいたしましては、いま全力をもつて、とにかく

そういう倒産まで至らないように努力をしております。これは単に考えているだけではございませんで、大蔵、日銀と私のほうと密接に連絡をとりまして、特に現場で連絡会議も設けてまして、これはすでに通産局——全国九地区でございまして、倒産といふふうなにおいが立ちますと、すぐこの会議にかいて、食いとめ策を講ずるというふうなことも実はやっております。先日先生御質問の点も、もし事実とすればこれは非常に困ることでございます。特に銀行というのは債権者の中で比較的強い立場を持っておりまして、いわばじょうずに立ち回ると、他の債権者に対して非常に有利な立場に立つのみならず、債務者である中小企業が立ち直るかもしれないときに最後に息の根をとめるということになるわけでありまして、もしそういうふうなことになるわけはないというところで、実はいろいろ調査をしたわけでありまして、これは主として銀行サイドの問題があるというところでございまして、大蔵省にお願ひをして調べていただいたわけでもございまして、大蔵省からお答えがあると思つたわけでも、私たちが聞きましたところによりまして、どうも両方いろいろ言

分があるようでもございまして。○長岡説明員 佐野先生の御質問の具体的なケースでございますが、私も、時間的な関係もございまして、十分に金融機関側と融資を受けた企業側の両者の言ひ分を聞くだけの時間的な余裕がなかったわけでもございまして、いろいろ聞いてみますと、企業者側はもちろんのこと、金融機関側にも言ひ分はあるようでもございまして。一般的に私も、さきにも申し上げましたように、企業が、単に資金繰りの関係と申しますか、金融機関からの融資を受けられなかったという理由で、健全に経営してきたものがこの金詰まりの時期に倒産をしてしまふというふうなことがないように、厳重に金融機関に対しては注意も与えまふとともに、そういう行政指導も行なつてまいりたいと思ひます。が、本件につきましては先生のほうがお調べは行

き届いておると思ひますけれども、私も聞いてたところでは、金融機関側に必ずしもいま申し上げたようなことばかりでもないようでもございまして。たとえば、聞くところによりまして、あの銀行がメインバンクになりまして、ほかの銀行等からもあの企業は金を借りておつたようでもございまして、通常の場合、メインバンクにほかの金融機関等から金を借りられる見通し等もあわせて資金繰りをきめるといふようなことが常識のようでもございまして、その資金繰りの計画等が出てまいりましたのがもう月末ぎりぎりであつたというふうなケースもございまして。

それからもう一つ、これは金融機関が自分だけの債権を保全して、非常に冷たい措置をとつたという点もおそらく御指摘の点だと思つたのであります。この点につきましては、まだ実情を十分調査いたしておりますが、大蔵省の立場といたしまして非常に微妙な点は、このケースということではございませぬが、一般的に言ひまして、金融機関が非常に不良債権をかかえてしまふということ、結局金融機関の経営を脅かしまして、善良な預金者に迷惑を及ぼす、したがって、債権の保全には万全を期さなければならぬという要請も一方においてはございまして、そういうようなことから行き過ぎがあらうかという点については、なおお時間をいただきまして私どもいろいろ調査をいたしたいと思ひますが、一般的には、金融を受けられなかったということだけで倒産に追い込まれるようなことがないように、金融機関に対して十分注意をし、指導をいたしてまいりたいと思ひます。

○佐野(進)委員 いまの答弁で大体了解いたしました。いろいろやると長くなりますが、すでに調査も相当進んでおるようでありますから申し上げませんが、どちら側もその申し立てをする際においては、その見解があることは、それは当然だと思つた。ただ要すれば、どういふ理由でものが言えたとしても、片一方のほうはそのことによつて企業

がなくなり、関連する何千人かの人たちがそれによつてはかり知れざる損害を受けておる。片方は、時間的に余裕がなかった、あるいはどうだといふ主張があつたとしても、何ら痛痒を感じない。しかも痛痒を感じないどころか、そのことによつて他の金融機関等に対して優越して特殊な地位を保つ、こういうふうなことによつて企業の倒産を招来するということ、少なくとも健全な意識を持つ金融機関としてはあり得べからざることだらうと思つたのです。そこに当然もしそういう措置をとらざるを得ないということがあつたならば、政府機関、三公庫にしろあるいは信用保証協会なり保険公庫なり、救済すべき措置は、倒産という事態を招く前に幾らでもあることをその金融機関の責任者が知らないということではあり得ないと思つた。あり得ないにもかかわらず、翌日手形が交換所に回されるということがわかりながら、銀行取引がすべて終わった時間までいづれも貸し付け不能という回答をするというところは、明らかに意図的であると断ぜざるを得ないと思つた。こういう点について、大蔵省あるいは中小企業庁が親切に具体的に指導し、あるいは対処する、こういうことではなれば、倒産はほとんどふえまふ。これはやつたつていいんだ、自分のところの債権だけをとつておいて、自分のところの債権が保全されれば、あとはつぶしてしまふという、そういう悪い金融機関があつたとしたら、中小企業はつぶれるのはあたりまえです。もしそういうことになりそうだったら、自分だけがうまくやろうという考えが社会一般にはびこつてくることになれば、中小企業対策を幾ら立てたつて、こんなことはどうにもならないと思つた。したがって、いまの問題については時間もございませぬからこの程度でやめますが、中小企業庁並びに大蔵省は、いまだ少く両者の意見なり当事者の意見等聞きながら、救済し得る措置、あるいは将来行なうべき措置等について至急善処してもらふよう、この際強く要望したいと思つた。委員長においてもよくひとつお取り計らい願ひたいと思ひます。

そこで、私はこれは要望といまして、次に、中村先生のほうがお待ちかねのようですから、中小企業信用保険公庫の問題について二、三御質問をして終わりたいと思うわけです。

昨年も保険法の改正が行なわれましたとき、これは非常に熱心に討議が行なわれ、倒産を防止するために、あるいはその他の問題についても議論があつて、附帯決議等が附されて、この問題について法律が通つておるわけです。そこで保険公庫總裁にお伺いをいたしたいのですが、いわゆる無担保無保証ですね、こういう面におけるところの金額の増額はもちろんです、いわゆる貸し付けが行なわれた場合、無担保無保証あるいは無担保、こういう場合におけるところの信用補完、いわゆる保険の支払い状況というものはどのようなことになつておるか。あるいはこれからそれがどのようにふえていく状況が見えるか、この際無担保無保証についてお伺いをしたいと思うのです。

○長村説明員 無担保無保証、いわゆる特別小口という種別のものについてのお尋ねと存じますが、これは現在の保険と申しますか信用補完の中では、全体として占める割合はまだわずかでございます。一つには、できましてまだあまりときがたつていないということもあると思います。さうな関係がございまして、毎年と申しますか毎月数字は伸びてはおります。したがつて、今後ますます利用されるだらうと思ひまして、それに応じていまはおそらく保険金はどういうふうな支払われるかということだらうと思ひますが、保険金の支払いも多くなるだらうと思ひます。けれども、ただいまのところは、まだこれにつきまして、どのくらいある保証をして、それに対して、どのくらい事故があつて保険金が出るだらうかということとをまだ端的に的確に捕捉するだけのデータがございませんのですが、今後ますますこれは利用されるだらうということは疑いないところでございます。

○佐野(進)委員 そうすると、今度ふえてくると

いうことが当然予想されるわけですが、これはもう借りて返さないといふことが一番いけないのですが、それらについては十分御指導を願ひなければならぬけれども、いわゆる無担保無保証あるいは無担保といふことが、いかにその時点の中で中小企業者、特に零細企業者に喜ばれておるかといふことは、これは私がいまさら申し上げるまでもないと思ひます。したがつて、私はそういう面について、これは中小企業庁その他の方針ということにもなつておると思ひますが、これから保険公庫のほうで取り扱わなければならない件数も相当多くなりまして、そういうことを予想されたとき、今度保険公庫法の改正に基づいて二十五億というこの基金が増額されるわけですが、この程度で、先ほど来私がいろいろ質問申し上げておる情勢等の反映の中で、保険公庫としてはどの程度対策できると思ふか、この際ひとつ聞いておきたいと思ひます。

○長村説明員 これは、根本的には来年どのくらい保険金の支払いが出るかということに帰すると思ひます。各種の保険全部総合いたしまして、私どもこれにつきましては、従来、特に四十二年度の保険事故の発生状況でありますとか、あるいはまた来年年度の——これはもとより御承知のように、各保証協会の保証がもとになりまして、はね返つてくるわけでございますので、全国五十一の保証協会の来年度の保証見込み、ひいてはどのくらいある保険金が出るだらうかという各協会の見込みの計数等を基礎にいたしまして、大体百八十四億といふことを見込みまして、先般、予算にも計上され、御審議いただいたわけでございます。この数字は、かなり大事をとりまして考えた数字でございまして、まずまずこの程度の数字におさるであらうと思つております。それでございしますならば、保険料あるいは回収金の収入、これは現にちやうだいいたしております。保険金は来年度にも持ち越しますが、ある程度それらを勘案いたしますと、ただいまの予測では、二十五億の保険準備基金をちやうだいいたしますならば、来

年は支障なく支払い得る、かように存じております。

○佐野(進)委員 中村先生が待つておりますから、まだいろいろ聞きたいことは一ぱいあるのですが、時間の制約もありますので、質問を打ち切りたいと思ひますが、いづれにしろ、私が質問申し上げたことは、中小企業の倒産が非常に多くなつてくるのが現在予測されるときに、この中小企業信用保険公庫の果たすべき役割が非常に大きい。したがつて、この公庫法の改正ということについて私も賛意を表するわけですが、ただ運用の面並びに対策の面については、ひとつ真に中小企業者の倒産をなくするだけでなく、健全なる発展が期されるよう格段の努力を願ひたいし、特に先ほど申し上げたように、金融機関の取り扱いによつて当然救済し得ると思はれる、倒産をしなくても済む企業、こういうものが相当あるにもかかわらず、独断的な、あるいは独善的な自己本位の金融機関の措置に基づいて倒産が行なわれるといふようなことは、これはもう絶対に許すべからざる問題だと思ふのです。したがつて、そういう面については、大蔵省当局、特に金融課長はこの当面の責任者であるので、この際これから数カ月間における予想される情勢に対処して、金融機関全体に対して、ひとつ注意を喚起して、先ほど起きた事例等についても、もつと慎重な取り扱いをしてもらつて、中小企業者に安心してもらうと同時に、その企業の運営について一段と努力ができるような方途を講じてもらうことを要望いたします。私の質問を終わりたいと思ひます。

○小室委員長 千葉佳男君。

○千葉(佳)委員 中村先生の前には私が待つていたわけでありましたが、ごく簡単に三点ほどお尋ねしたいと思ひます。多少重複することがあるかも知れませんが、御了承をいただきたいと思ひます。

最初に、今回の法改正の一つの大きな原因であります代位弁済ですが、これが地域的に、それから職制的に四十一年から四十二年にかけて目ぼし

い特徴があるかどうか、その辺わかつておられたら、お知らせいただきたい。

○乙竹政府委員 代位弁済が進行しておりますが、御質問の地域的な特色があることが第一点でございまして、各保証協会ごとの率を私たちのほうでもちろんとつておるわけでございますけれども、これによりまして、やはり東京でございしますとか、特に大阪、愛知、神奈川、北海道、福岡という大きな保証協会は、やはり事故も数が多いといふことでございします。この中で代位弁済の率でございますが、特に神奈川あたりが相当高い、また北海道が高いといふような数字が出ております。

〔委員長退席、鴨田委員長代理着席〕
それから比較的小さな保証協会におきましては、これは少しとまつて代位弁済がありませんと、パーセンテージがぐつと上るわけでございますけれども、和歌山とか、鳥取とか、岐阜とか、この辺の代位弁済の率が高いといふことが数字上あがっております。

業種別の状況でございますが、製造業と建設業とサービス業三つをとつてみますと、製造業は全体を一〇〇といつたしまして、その中のパーセンテージで四〇％くらい。四一から四三％くらいをずつと毎年引き続いておるわけでございますが、最近の特色としては、建設業が非常にふえてきております。建設業が三十八、九年のころの倍以上の比率に上がつてきているといふこと、これは非常に顕著な例でございします。それからサービス業がまた相当高くなつてきておるというところでございします。サービス業も三十八、九年のころの三倍とか四倍とかいふ数字で上がつてきております。この建設業は、いままで詳しく御審議のありました倒産業種の中で一番多い業種でございします。やはり倒産業種の多いものが代位弁済といふか保険事故発生が多いということが申し上げられるかと思ひます。

○千葉(佳)委員 いま長官からお話がありました資料を実は私もいただいたのですが、おっしゃい

ましたように、神奈川は大きなところでは特殊な状態であり、これをずっと見てまいりますと、代位弁済率が三割をこえるところ、たとえば熊本、愛媛、鳥取、和歌山、福井といったところが代位弁済率が多いところから見て、やはり俗にいわれている後進地域にその比率が多いわけですね。企業庁としてはその辺をどのように見ておられるか。北海道と神奈川は別にいたしまして、そのほか代位弁済率が三割をこえておるといふところは、岐阜と福井はおそらく繊維なんかの関係があるものと思ひますけれども、それとからんで、何か俗にいう後進地域という特徴があるような気がするのですが、その辺どのように見ておられるか。

○乙竹政府委員 どうも十分勉強ができておられて恐縮なのでございますけれども、私たちが今まで調べましたところによりますと、後進地域だから特に代位弁済率が高いということはないんじゃないだろうか、小さな保証協会でございますと、少しまとまって関連倒産等が出ますと、ぐっと代位弁済率が高くなるというふうな事象もあるのではなからうかと思ひます。確かに御指摘のように、なぜこの県が特に高いのか——確かに御指摘のように、鳥取あたりは例年高いのでございますが、この辺のところは私たちのほうもまだ十分調査ができておられます。

○千葉(佳)委員 この件につきましてはそれくらいにしておきますが、これと関連して、この間参考人を出していただきました相互銀行のほうから資料をいただいたのです。相互銀行といえは大体中小企業相手の融資が非常に多いのですけれども、その中で保証協会を通じて融資を得ているというのは、四十一年で二・一%、四十二年で二・五%、これは非常に低いような気がするのです。そうなる、信用保証協会そのものの中小企業にとっての補完制度という本来の役割がいささかそこなわれているんじゃないかという気がするのです。が、その辺の見方はいかがなものでしょうか。

○乙竹政府委員 金融機関を全部集計しまして平均

均いたしますと、四十二年九月の時点の調査では四%ということになっておりますが、先生御指摘のように、政府関係の国民金融公庫が低いのはあたりまえとして、相互銀行の数字は確かに低く、四十二年九月で二・五%というところでございます。都市銀行が五・七、地方銀行が四・八というふうに比べますと、ほんとうに低いのであります。相互銀行の保証つきの貸し出しは、三十八年当時は一・二という数字がございまして、これから見ますと逐年ふえてきておるといふことを数字上は示しております。

○千葉(佳)委員 数字上ふえておるのはわかりますが、その辺の原因らしいものを企業庁のほうでつかんでおられるかどうかをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○乙竹政府委員 相互銀行が二・五という数字でございまして、都市銀行が五・七という数字でございまして、都市銀行が非常に高いようでございますが、先ほど説明が不十分でございましたが、都市銀行はむしろ中小企業向けの貸し出しを分母にして比率をはいっているわけでございます。相互銀行のほうは一応全部中小企業向けということに推定いたしまして、相互銀行の貸し出し全額に對しまして保証つきのものが二・五%ということのようであります。したがって、一つはその点から数字が低く出ているのではなからうか。相互銀行の中でほんとうの中小企業だけのものを拾い出しますと、もう少し高くなるのではないかとと思ひます。御指摘の点は勉強させていただきますと思ひます。

○千葉(佳)委員 その辺いろいろわかりましたら、あとからでけっこうですが、ひとつお知らせいたしたいと思います。

それから第二番目に、先ほど佐野委員からも質問がありました。今度の二十五億の基金繰り入れといふことが、このねらう間接効果といふか、その辺もう一べんお知らせしていただきたいと思ひます。

○長村説明員 この二十五億の資金の効果という

ことでございますが、金額自身をいたしましては、先ほど申しましたように、これをちやうどいたしますれば、来年度の保険金は必ずまず支払えるだろうというところで、結局さうなことになると思います。この二十五億によりまして必要な保険金の支払いができる。つまりその方法によって、いうならば、中小企業者の方々にかわつて金融機関のほうに所要の弁済ができるということ、で、私どもは、これによりまして、これがおそれる保険なり保証なり信用補完なりの一層大きなねらいになると思ひますけれども、金融機関として、万が一の場合の弁済が確実になる、あるいはまたそれによつて、払います中小企業者の方につきましては、ともかく一応それで金融機関のほうには弁済ができて、あと立ち直りつつそれを返していくということになると思ひます。

○千葉(佳)委員 この資料を見ますと、準備基金が四十二年度まで八十一億ですが、それでおそらく今度四十三億の欠損が出るであらう、したがつて三十八億になる、そこに二十五億を加えて六十三億の準備基金を持つ、こういうようなことになると思ひますが、当然予想される倒産件数、それに伴う代位弁済は非常に大きくなることは予想されるというならば、実際は絶対額から見ますと、これは八十三億あったけれども、二十五億の出資しても六十三億というように絶対額は低くなっておるわけですね。その辺は、いま言われたように完全なものであつたらうか、その辺の説明をひとつ。

○長村説明員 御指摘のように、現在の八十一億の保険準備基金は少なくなつてまいりまして、その二十五億加わるわけでございますが、御承知のとおり、保険金を支払いますことになる元金といたしましては、最後によるところは保険準備基金ではございませうけれども、その前に、毎年入ります保険料もございまして、それから、いふならば立てかえ払いみたいになりますけれども、それを回収します回収金がございまして、それらがみな第一段としては、保険金を支払います元金になり、それが予算でも百何億になりますので、かれこ

れ合せてまして保険金の支払いはしばらくできるようなになっております。

○千葉(佳)委員 本来であれば、こういう保険準備基金が少ないほうが、少なくて事がないほうが喜ばしいわけでありませうけれども、それがだんだんこういうふうな問題になること自体が、中小企業にとつてははなはだりたくない姿だと思ひます。それとかねかわせて、やはり法案のねらいである信用補完を無担保無保証で零細企業者に及ぼしていくということになれば、当然逆に、準備基金とは別に、こつちのほうの融資基金のほうを増額しながら、各県の信用保証協会の保証力というものを強める、こういうところが政策の力点が変わっていくというふうなことが私は好ましい姿ではないかと思ひます。どなたかおそれる御指摘になつたと思ひますか、融資のほうは九十五億が七十億になつて、絶対額はふえておりますけれども、こちらのほうにだけ少なくなつた。その辺はどうなんですか。

○長村説明員 お話のように、政府の出資に二種類ございまして、保険準備基金、融資基金でございまして。保険準備基金のほうは、ただいま御指摘のございましたことにお答え申し上げたとおりでございます。融資基金のほうは、昨年九十五億のところから七十億に減つております。率直に申しまして、私も保険公庫の立場をいたしましては、この融資基金というものは、そのまま五十一の協会に融資をされて、それが一つにはそれぞれの協会の保証をバックとする金融機関の貸し出しの誘引的なことにもなりますし、また協会それ自身の財政的な一つのささえになつていくので、これは少しでも多く私どもはちやうどしたいのでございまして。七十億という金額、昨年に比べますと確かに減つております。私もこれで十二分とは考へておりませうけれども、財政硬直その他政府の財政上の都合もあり、まず来年度はこれで運営してまいる、やむを得ないが、これ以来年度は運営してまいるという考へでございます。私はこの融資基金というものは、年を追うに

従いまして、性質上、御指摘のようにますますふえてしかるべきものであると考えております。

○千葉(佳)委員 その辺が、倒産対策をしておると言いがた、どうもやはりちがはぬ点じやないかというところを感じるといいますか、ぬぐえないところですか。準備基金のほうだけよいにして、悪く言えば倒産を持っておるような——それはないと思いますけれども、私はそういうような印象を受ける。むしろ倒産を防止するという点から言うならば、やはり融資基金のほうをよけいにして、保証協会の信用力を増す、力を増すというふうにはやはり変わらなければならぬというふうな気がするのです。その辺いま最終裁言われて十分あれでしょうから、これ以上はやりませんけれども、その辺は私はいまでも疑問は晴れないのです。それから第三番目の法案の改正、役員欠格事項の問題について質問したいと思いますが、これは国会議員、地方議員それから政界の役員を一括して「政府又は地方公共団体の職員」というふうになっておりますが、その辺どのような考えですか。

○乙竹政府委員 端的に申し上げまして、政府の最近の立法では、役員欠格事項が昔にかりまして狭くなってきております。それに右へならえをこの際したわけでございます。その理由としては、国会議員や地方公共団体の議員が、現行の信用保険公庫法では欠格事項になっておるわけでございますけれども、現在、他の最近の立法におきましては、こういう国会議員や地方公共団体の議員につきまして、その役員等につきましても、これは無理に欠格事項の中に入れる必要はないということでもみな削除しております。そういうことで最近の立法例にならったものでござい

うことは、最近特に問題になっておる高級官僚の天下りという点と、それからこういう席上で申し上げるのはどうかと思うのですが、この前、実は綾部前運輸大臣が選挙に落ちられて、すぐ鉄道建設公団の総裁になられたとき、私は何ともいえない感じがしたのです。そういう意味で落選代議士の一つのポストといえますが、そういうふうな世の批判が非常にきびしいおりで、それから、そういうまた問題の非常にあるときですから、そういうときに、こういう議員と政界が他の立法例にならったのだからということでも落とされたといつてしまえばそれだけだと思ふのですが、しかし落選された議員がそれなりの十分お力があった役職につくのでしうけれども、一般選挙民から見れば、これは不可解な、ふしぎな感じにとらわれるし、私も政治を志す者にとつては、落選すればやはりお互い苦勞しながら次に出てくるというのが、これは政治家の宿命ですから、そういうときに、そういういろいろな例がありますから、この点ちよつと私気にかかるところですが、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

○乙竹政府委員 国会議員、地方公共団体の議員、地方公共団体の長もしくは常勤の職員それから政界の役員、これが先ほど最近の立法例にならったということを申し上げたのでございませうけれども、この公庫の役員と密接な関係のある人だけを法律上は欠格事項にする、もちろん、これは実際の行政上の運用と申しますか、どなたが役員になられるかということにつきましては、いま先生御指摘のような諸点も、さらに当然これは慎重に考慮して決定されるべきものでございませうけれども、欠格事項として法律上明定をいたすということは、公庫の業務上、特にぐあいが悪い方を明記すれば足りるのじやないかということ、この範囲を縮小しようというものでございませう。実際の運用はもちろんだ然慎重に考慮されてしかるべきであらう。私これは長官の申す筋かどうか若干問題でございませうが……

大臣にそういう点を申しておかなければならない点であります。例の米価審議会の委員を選任する場合も、盛んに兼職の禁止というような点もいろいろいわれておるときでありますし、むしろ私の考え方からすれば、いま長官は法律上の欠格事項ということで、法律上というところに力点を置いて説明されたようでありませうが、本来の流れからいへば、やはりこういうものをより厳格に欠格事項をつけておきたいというのが、先ほど申し上げましたように、高級官僚の天下りとか落選代議士の格上げとか、そういうふうな点を禁止するという面からいへば、やらないければならぬ点だと思ふのです。單なる法文、従来の立法例に従われたという、そういう安直な考え方でむろんないとは思いますが、それでも、厳格にひとつ適用されんことを要望しまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○中村(重)委員 乙竹長官には私と一緒に昼抜きで取り組んでいただきたいと思います。委員、委員、昼食の時間の関係もありましようから、ひとつ適宜昼食されるようにお取り計らいをお願いしたいと思います。

○中村(重)委員 いろいろお尋ねしたいことがありますが、週三回の委員会開催の中で一日は一般質問という形に理事会の了解がなっておりますが、その際にお尋ねをすることにいたします。ですが、せっかく各局長お入りになつておられるのでございませうから、簡単にひとつ触れてみたいと思ひます。

先ほど佐野君の質問に対して藤井政務次官が答えになつておりましたケネディラウンドの問題、この繰り上げ実施については、アメリカが課徴金を実施する場合にケネディラウンドの繰り上げというものはあり得ない、いわゆるダブルパンチということはないのだ、こういうお答えがあったわけですね。私は、藤井政務次官の御答

弁は、これを決定するにあつて政府が相当検討された結果の態度であらうと思ふのですが、非常に甘いと思ふのです。お互いに個人間の関係ですと、話し合いの中で、君がこの要求をのまなければ君の要求はのまないよと、そういう形は私はできるだらうと思ふ。しかし国際間の関係にあつてはそういうわけにいかない。特に政務次官はイギリスのアプローチによつてこれをやったのだというお答えがございましたが、イギリスとアメリカの関係、いわゆるドルとポンドの関係というのは、円とドルの関係とは違ふ。ポンドとドルの関係というのは全く一体化してゐる。したがつてドルの信用を守つていこうとすると、ポンドの信用を保持していかねばならぬことは当然です。したがつて一体的な観点からアメリカはポンドを守つてきたということですね。スワップ協定の問題その他もろもろの施策を考えてみると、そのことははっきり裏書きされておると思ふのです。したがつて、イギリスがそのドルの信用を保持するという立場から、アメリカの課徴金の問題に対しての批判はそれなりに持ちながらも、やはりイギリスとしてはアメリカと同じ立場に立つて、ガットの加盟国その他に対して協力を求めてくるという態度はあり得ると思ふのです。しかし日本は、これはドルと円の関係はこれまた一体化という考え方、ドルの信用を保持していかねば円はドルの信用を保持できないのだというふうな政府の態度で、御承知のとおり金に保有にしておらずに三億数千万ドルという程度でこれに協力してきた。しかしこの課徴金の問題に対して、一たん政府がケネディラウンドの繰り上げ実施を行なうという態度を決定して、アメリカに対して、課徴金の実施は思いとどまってもらいたい、日本としてはドルの信用保持のためにこうした協力の方針を決定したのでというふうな態度を通告をし、またヨーロッパ諸国に対して、日本と同じような方向で協力をしてもらいたいという働きかけをします場合、日本は、課徴金が5%であるとか、あるいは3%であるとか、あるいは10%であるとか、

か、その率においてこれが多少左右されるようなことがあつても、全然この課徴金というのはいやらない、実施しないというような態度をアメリカが決定をするということはむづかしいのではないかと、施はやらぬのだというように反的のさういう態度、方針を変更することが可能なかどうか、これは非常に問題であると思つておいて、さういふことは十分検討されての態度決定なにかどうか。ひとつ政府の繰り上げ実施の態度を決定するに至つた経緯についてお答えを願ひたい。

○藤井政府委員 先ほどもお答えをいたしましたように、基本的な通産省並びに政府の態度は、ケネディラウンドのあの精神に逆行するような、いわゆる貿易制限措置的な今度の課徴金創設は断固やめてもらいたいというきつい態度に変わりはございませぬ。ただ、いま御指摘のように、ケネディラウンドを繰り上げ実施するというこの発表をいまの時期にしたというこの経緯、踏み切つたというこのプラス・マイナス、これは私も実は中村先生のような考え方を個人的には意見として述べた一人でございます。ところが最終的に大臣の決定を見たわけでございまして、それはやはりイギリスも、一定の条件がいれば、すなわち課徴金をぜひやめさせるための基本的な態度を示さうというので、イギリスからいわゆる誘いがわが政府にかかつて、共同でこの際関税一括引き下げ実施の繰り上げについて一応意思表示をして、さう、条件つきでしておくことのほうが、課徴金そのものをやめさせる有効な手段であるというふうな最後判断を下しまして、新聞でござんのような発表をいたしましたわけでございまして、まあ繰り返すようにございまして、万々それが食い逃げされるとか、結局課徴金は実施される、繰り上げもまた実施される、こういうことには絶対ならぬという固い判断のもとに一応のこちらの条件を出したというところでございまして。

○中村(重)委員 絶対にならないという判断だという。あなたのことばじりをとらえるわけではな

いのだけども、絶対ということをおつたこと、ある程度は通しが立つておるからだということですね。だから絶対さういふことはあり得ないということになるのだらうし、あつたは先ほど佐野君の質問にお答えになりましたように、ダブルパンチということはありません、課徴金を実施するならば関税の引き下げの繰り上げ実施ということはないのだ、そのいづれもということではないのだという意味の絶対なものと、さういふことには、まあいまいちうすいといふから後者のほうだと思つても、先ほど申し上げたように私は、イギリスと日本は対アメリカの関係において違つてゐる。なぜにガット違反の行為をあえてやろうとするアメリカに対して日本がおみやげを持つて交渉しなければならぬのか。さういふ腰抜けの態度だからアメリカからならぬ。さういふことは悪いけれども、全く全面協力をしている日本をアメリカはなめてゐるということばが端的に當てはまると思つてゐる。いかにイギリスの誘ひかけがあつたにしても、さういふ不当な行為をやろうとするアメリカに対しては、絶対やめろということ主張することはいいんだけれども、こちらのほうから、さういふことをやらなければならぬ理由がありますか。どうもさういふような政府の腰抜けの態度はおかしいと思ふ。なぜか。民間団体においても絶対阻止する動きを展開しているじゃないか。政府も、これは絶対反対である、アメリカの課徴金制度というものはいづゆる自由貿易主義というものを破壊することになる、国際貿易というものを非常にこれは縮めてくる、さういふ形になるのだということを堂々と、予算委員会においてもあるいはその他の委員会において、アメリカに対してはきわめて好意的な態度を、外交、防衛は言うまでもなく、あらゆる施策において、アメリカのやつてゐることに對して、これを一体的な形で理解と協力をしてきた日本がこの課徴金問題に對してだけは非常に強硬な制度をとる、国会の当委員会において取り扱ひをや

て本会議決議をやらうということとは与野党一致した考え方の上になつてゐる。さういふ際に、何も国内において政府の足を引っ張らうというふうなさういふ情勢、状態というものがなければならぬから、政府がおみやげを持つて交渉するということとは、これは當を得ないと私は考へてゐる。あなたはその点のようにお考えになりますか。

○藤井政府委員 中村委員の御指摘、私も十分理解いたします。先ほどもちよつと申し上げたように、さういふ委員会の場において個人的な意見を申し上げることは不適当かと思ひますけれども、時期として、おつしやるとおつしやるといふ条件つき闘争をすべき問題の性質ではない、さういふもののお考え方をもちつてこれに對処すべきだといふ考えを私は持つておつたわけでございまして、外務省、大蔵省、通産省、こゝら辺の事務当局が折衝して大臣の結論を仰いだ、さういふいきさつであります。

【中村委員長代理退席、委員長着席】

国内だけで見ますと中村先生の御指摘のようなことであり、私自身もさういふ考え方を持つておる一人でございますけれども、相手のある話であり、むしろこの辺でちよつと水を向けたほうが問題の根本を解決するに、すなわち課徴金制度をやめさせるのいいであらうと、さういふ最高判断をした、それに沿つて日本政府が動いておる、さういふ状態でありまして、精神はあくまで課徴金をやめさせるという基本のねらいに違ひはございませぬので、いましばらく情勢の推移を理解する眼で見ていただきたい、このように考へるわけでございまして。

○中村(重)委員 当委員会において課徴金創設反対の決議をしようということに對しては、理事会において与野党一致した考え方でまゐつた。ところが、私どもの議論を通じて伝えられておるところによると、どうも与野党の態度は必ずしも商工委員会の与野党のようになつてゐるわけではなかつた、さういふことが伝えられてゐる。いま政務次官が、相手のあることだ、こゝで水を向けることのほうがいいのではないかとさういふ

なお話があつた。何か情勢の変化があつたのではないかとさういふに、御答弁の中から、それから与野党のさういふ動きの中からも実はうかがえる。かつてカナダあるいは日本を除外するといふようなことも伝えられてきた。その後、いわゆる在米日本大使館を通じてこれは絶えず情勢の把握をやつておるであらうし、あるいは折衝も続けてきておるであらう、その他のいろんなルートをもつて情勢判断あるいはその他の動きを展開しておるであらうと好意的に実は見ておるわけでありまして。さういふ中からいろいろ情勢の動きといふのが出てきたのではないかと。あとでお尋ねいたしますが、環境としては、いわゆる金の二重価格の問題等々から考へてみて、これは逆な形、より深刻な方向に進んでおると思つたのだけれども、いま御答弁の中からは、課徴金問題に對しては何か期待できるような動きが出ておるのではないかとさういふようにうかがえる。さういふ情勢の動きはさういふものでしょう。

○藤井政府委員 もう少し具体的なことにつきましては、いま貿易振興局長も参りましたので、補足させていただきますと思ひますが、私の聞き及んでゐる範囲では、ごく最近、EECの理事会において、やはりさういふ貿易制限措置を思ひとどまらせるための一策として、ケネディラウンドの議論繰り上げの問題を検討しておる、そしてその結論をアメリカ側に話を持ち込む、それと相呼応して、先ほどお話を申し上げましたように、イギリス自体日本に對して直接、イギリスもさういふ考えで向こうにぜひ思ひとどまらさうな考えを持つてゐるから相提携していききたい、さういふふうな話が日本政府に最近参りまして、やはり一人力でおつたところではないかと思ふので、問題はやはり課徴金制度といふものを創設すること自体これはよろしくない、これを思ひとどまらせるためには、貿易の自由化、世界経済の拡大といふ基本線に沿つておるケネディラウンドそのものをもう一ぺんひとつ日本もEEC並びにイギリスと相呼応して検討してみよう、これによつてひ

とつ思いとどまらしていこうではないか、こういう判断に立ったものと私は判断するわけでござい
ます。

○原田政府委員 予算委員会のほうから回ってま
いりまして、少しおそくなりましてまことに申し
わけありません。

先生御指摘の、アメリカが課徴金というような
自由貿易に反するような政策をやっているところ
へ、こちらがKRを繰り上げて、おみやげを持っ
ていってダブルパンチを食うようなことはけし
らぬじゃないか、全く同感でございます。したが
いまして、私どもは、アメリカに課徴金をやられ
て、しかもKRを繰り上げるなどということは絶
対に考えておりません。ただ現在のところは、課
徴金をやめさせるということが何より先決である
というふうに考えております。そのためには、世
界の貿易が拡大的な方向で課徴金をやめられると
いうほうが一番望ましいということでございますし
て、そのために英国、カナダ等はすでにある程度
KRを繰り上げるというようなことをやって、そ
れによってとまるならば、ドイツあたりも賛成し
ているようであるし、一番がこんなフランスあた
りもこれに賛成をして、それによって拡大的な方
向で課徴金をとめるということが可能ではないか
という話が進んでおります。したがって、わ
が国もこの世界的な動きと一緒にしまして、特
にドル防衛の一番もとになっているヨーロッパ、
EECの諸国が拡大的な方向で協力をしてくれ
るという機運をつくり出すために、条件をはつきり
つけまして、それならばわが国もケネディラウ
ンドの若干の繰り上げというのをやらぬではない
ということを声明したという次第でございます。
しかもその条件の中には、課徴金をやらないとい
うことはもちろんですが、その他アメリカ、イギ
リスは原則としてやらない、さらにまたEECそ
の他世界の主要国がすべて一緒にやるというこ
とでないという厳重な条件をつけており
ます。

○中村(重)委員 私どもよりも振興局長はこれは

非常に詳しい。ところがいま政務次官並びに振興局
長のお答えを聞いておいても、私はどうも納得い
かねですね。先ほど藤井政務次官から相手がある
ことだ、全くそのとおりだと思います。当の相手で
あるアメリカの動きはどうかというところが私
は問題だと思っております。アメリカがいわゆる国際
的な批判ということもあえて忍んでこの課徴金制
度を創設しようということに対しては、これはア
メリカなりの大義名分というものを保持している
と思う。それがどういふことなのかというのを予
算委員会においても私は質問したのだけれども、
お答えがなかったのだから、きょうは原田振興局
長からその点についてもお答えが願いたい、これ
が一点。

いま一つは、アメリカが実はこういうことなん
だからひとつケネディラウンドの繰り上げ実施を
をやってもらえたらならば、課徴金についてはこれ
を取りやめるといふことも可能だといふ何らかの
動きが出ていた、それがイギリスをはじめヨー
ロッパ諸国の動きとなり、いわゆる日本にこれ
の働きかけが出てきたということ、これを繰り
上げ実施をするということであるならば、私はあ
る程度の理解ができると思う。にもかかわらず、
アメリカのそうした無謀なやり方に対して、こち
らがおみやげを先に持つていって交渉する、その
ことは私は条件闘争的な形になると思う。五%の
実施、それを三%にいたしようにとか、あるいは
一〇%と実は考えておいたのだが、それならば
五%に縮めよう、そういうような、アメリカから
逆にこちらのおみやげを利用していろいろの、の
むことのできなない条件が出されたけれども、一応
政府としては態度を決定はした、ヨーロッパ諸国
としても足並みをそろえたといふことになってく
ると、いや全然だめですと言つて引き下がれな
い形になってくるのではないか。多分にそれが予
想されると私は思う。だからアメリカが課徴金実
施の大義名分をどこに求めてきたか、それから
ヨーロッパ諸国がそういう動きをしたということ
に対してのアメリカの何か流動的な課徴金に対す

るそういう動きが出てきたのかどうか、それに
対応する動きなのかどうかということについて
お答えを願いたい。

○原田政府委員 アメリカの大義名分と申しま
すか、アメリカがいままで自由貿易のリーダーとい
たしまして世界に主唱してまいりましたにもか
かわらず、課徴金というような激しい制度を考え
ざるを得ないといふことを言ひ出してまいりました
理由は、先生御存じのとおり、アメリカの国際収
支が年間三十数億ドルも赤字になってまいりまし
た。そのためにドルの価値に問題が生ずる、した
がつて、ドル価値の防衛のためにはアメリカの国
際収支の回復が最大の先決事項である、そのため
には資本取引の領域が一番必要な分野ではありま
すけれども、直接投資、クレジット、それからイ
ンディブル、こういう領域と並びまして貿易の分
野にも若干の改善をしたい、約五億ドル見当の見
込みを立てた、そのくらいところで国際収支の
改善をはかりたい、しかしそのためには輸出を伸
ばし輸入を控える以外にはないわけではござ
いますので、その輸入を抑える手段として、当初
は国境税調整措置といったようなことを考えてい
たようでございます。しかしアメリカの国内でも、
国内産業の側からする強い保護主義的な動きが
ございます。また課徴金というようなものは各国
がやった前例もございしますが、国境税調整措置と
いったようなものはなかなか技術的な困難という
ものもないではない、いろいろの観点から、この
際ガットに一応違反ではありますけれども、アメ
リカの国際収支の困難に対処するといふことを理
由にしてガットにはかつて各国から認めてもら
いたい、認めるか認めないかは別でございます
が、アメリカの立場としてはウェーバーを求めて
認めてもらいたいといふことで課徴金というもの
を出さざるを得ないのじゃないか。しかしまだ決
定をしたというわけではないが、これが一番有効
な手段と思うといううわさがこちらのほうにま
いったわけでございます。そうなりますと、特に
日本におきましては、この課徴金によって受ける

影響が非常に大であるといふふうに考えられます
ので、これを何とかして防止をしなければなら
ぬ、そういうことで、財界あたりからも使節団が
行かれまして、防止のために全力を尽くしておら
れるわけでございます。その場合の私どもの一番
の立場は、何と申しましてアメリカのドルの収
支が悪くなりました原因は、ヨーロッパの大諸
国に黒字がたまつたといふことでございします。日
本はその責任を持っていないといふことにあると
思いますので、これはそちらのほうを強調され
て、ヨーロッパにドル防衛のための協調の機運を
つくらせるということが最大の先決になるという
ふうに考えられるわけでございします。

そこで、そういう話をさんざんいたしておるわ
けでございますけれども、アメリカのほうといた
しましては、なかなかヨーロッパの特にフランス
あたりがそういう機運に乗つてまいらない、かた
がたアメリカの国内におきましては保護主義の動
きといふもののがかなり強くなつておりまして、国
際収支の困難なときであるから輸入を制限するの
はけつこうではないかといふ動きが強くなつてい
る。したがって、アメリカの政府といたしま
しては、一方においてはフランスその他の欧州大
陸諸国に同調をする、他方国内の保護主義を抑え
るために何とか拡大的な方向で課徴金をやらない
で済むといふような手段はないものだろうかとい
うサウンドをしていっているわけでございします。そのサ
ウンドの一つの方法として、ケネディラウンドの
若干の繰り上げという方法も考えられたように聞
いております。このケネディラウンドもわが国と
いたしましては相当努力をいたしまして、できる
限りのところでこまできたわけでございします。
これをさらに繰り上げるというからは、相当の
効果というものが期待されなければとても踏み切
れるものではないわけでありまして、しかし現在の
客観的な情勢は、アメリカの国際収支の困難とい
うのがちよつとやそつとのところではなかなか簡
単にはいかないかもしれません。そういったす
と、もしEECが協調しないならば、課徴金に踏

み切ることにならざるを得ないかもしれない。それよりはE.E.C.を協調させまして、拡大的な方向で輸入課徴金その他の制限措置を防止するというほうが、わが国にとっては得策である、よりベターであるという判断に立つわけでございまして、その意味でこれが最善の策でわがほうから進んでやりたいという策であるわけではございませんけれども、世界の貿易を拡大的な方向で課徴金を防止できる対策の一つとしては有効なものではないかという考えに立ちまして、条件をつけた上です。これをやることを考えたかどうかというところまでまいりましたような次第でございます。

○中村(重)委員 私はそれが甘いというのですよ。最後の結論以外は振興局長のおっしゃっているとおりに思っています。日本は全面協力で国際収支の非常に悪化しているという問題等について、あるいは今度のような金の二重価格制度という形になって、ドルの価値が非常に低下してしまふということになってくると、いわゆる金の保有というものを日本が押えてきた、そのことが日本としてはたいへんな窮地におちいるという形になってきたのです。ヨーロッパはそうではない。だからヨーロッパ諸国のケネディラウンドの繰り上げ実施という問題については、アメリカとしてもある程度これは言いがあがるだろうと思う。またヨーロッパ諸国はこれに協力をしなければならぬということであろうと思う。日本は全く逆なんだ。その日本は、いわゆる自主性をもって、日本の立場において堂々としたものを言ってもいいじゃないか。それがどうして言えないのか。それは振興局長がヨーロッパは当然のこととおっしゃったんだから、あなたのことばじりをとるわけじゃないんだから、ヨーロッパ諸国と日本の立場は違ふのだということ。違ふのだから、ヨーロッパ諸国はヨーロッパ諸国として、そうしなさい、そして日本は当然日本としての自主的な行動を展開してもいいじゃないか、こう私は申し上げる。いまあなたが言われるような方向に事が進

むのならば、いわゆるダブルパンチを食わないという形に進むのならばいいけれども、金の二重価格の問題等考えてみてごらんない。情勢は非常に深刻になってきたのです。国際通貨であるところのアメリカのドル、これの信用というものは非常に低落してきてたわけですね。そうなるにつれて、この課徴金制度というものの創設が、当初問題になったときよりも、何とかアメリカに対して協力してこうという国際的な機運というものが自由諸国の中に高まってきております。そういう際にケネディラウンドの繰り上げ実施というところをこつちが言ってしまったら、完全にアメリカが課徴金制度というものをやめてしまふというふうなことになるにせよ、何らかの形においてこれを妥協しなければならなくなってくる。いわゆるダブルパンチというものをどうしても日本は受けなければならぬというよう形になってくる可能性というのか、危険性というものがあつた。きょうは時間の関係もございまして、あしきずれあらためて一般質問の際に、この点はさらに突っ込んでお伺いをしたい、こう思います。

そこで、せっかく大蔵省もおいでを願っていることでもございまして、金の二重価格制度の問題について簡単に触れてみたいと思ひますが、金の二重価格制度がここで実施されるということになつてくると、自由価格というものが上がつてくることは間違ひございせん。ある意味においていわゆるドルの兌換制度というものは中止されるというように思ひます。きょうのテレビ、新聞等の報道によりますと、若干落ちついたようなことでもございまして、情勢の推移を見守つておるといふ警戒的な面もなきにしもあらずと思ひます。そうすると、金の自由市場におけるところの騰貴ということとは避けられない。その結果はどういうことになつてくるかという、申し上げるまでもなく、金を材料として製品化するところの商品というものは値上がりしてくる。そのことは一

般物価を押し上げるという役割を果たしてくるのではないかと。私には思ふわけでありまふ。それらの点に対して通産、大蔵両省はどのようにお考えになつていらつしやるのか、伺つてみたいと思ひます。

○原田政府委員 金の二重価格制度の設定、つまり金プールを通じての民間市場への金の放出を事実上やめるといふ、去る十七日の七カ国中央銀行総裁の会議の結果といたしまして、さしあたりは金の政府間における交換は公定レートで行なわれ、民間の需要に対する取引のほうは自由価格で行なわれるということになるわけでございます。したがって、もし民間の需要が非常に起きて、かつ投機的な動きが強いという状態になりますと、金がさらに騰貴をするおそれがないわけではございませんが、こういう二重価格制度をとりました理由は、協調いたしました各国の中央銀行その他が、自由市場における価格のところまで責任を持たないで、中央銀行間の取引のところだけに責任を持つというふうな範囲を狭めたということになつておると思ひます。したがって、狭められた範囲の中で価格を維持し得るキャパシティというものは増加したのだという結果になるかと思ひます。ただ、反対に、自由価格のほうはどうなるかというところは、今後の見通しがいかに、つまりアメリカの国際収支の改善の努力がどの程度功を奏するか、それからまた国際協調によつて金の公定価格を維持しようという努力がどのくらい功を奏するか、それからまた自由価格市場に供給される金、特に南アフリカ連邦あたりからの金がどういふぐあいに、どの程度の量、どのくらいの価格で供給されることになるであろうかというふうな、幾つかの条件によつて左右されるというふうな考えです。したがって、いまのところ直ちに金がぐうっと上がるようになるといふ見通しよりも、やはり本日の動きがちょっと示しておきますように、それでしばらくの間、静観といたしまして、上がつたり下がつたりを繰り返して、自由市場における価格がどの辺かという目

安が一応出るのではありませんかというふうな考えです。したがって、その点で、今回の措置によりまして非鉄金属やその他の価格が直ちに騰貴のほうにだけ向かう。そうしてまたそれが物価全体に拍車をかけるというふうないくかどうかというの、なおしばらく様子を見ないとわかりにくいところではないかと思ひます。また特にアメリカの経済は若干インフレ圧力の傾向もあるといわれておりました状態でもございまして、今回の措置によつてデフレ的な要素が加わるわけではございませんけれども、それが直ちに非常に強いデフレになるかどうかというところもかなり問題もあるかと思ひます。

以上、総合いたしました、まだまだ事態はかなり流動的でございます。十分注意をして見て、これに対応する対策を弾力的に考えていかなければならないような状態ではないかというふうに考へております。

○中村(重)委員 大蔵省にお答え願う前にお伺ひいたします。ただいまお答えになつたような見解もあると思ひます。しかしいづれにしても、国際通貨であるところのドルの信用が低下したことは間違ひない。そのドルの信用の低下というのは、いわゆる流動性というものが低下してくる。流動性が低下するということは貿易が低下してくることになつてくる。そのことが日本の貿易にどのような影響を及ぼすかという問題がきつて重要な問題点になつてくるであろう。なかつてアメリカに三割依存をしていて、その日本の貿易というものは、これはたいへんな痛手である。特に中小企業貿易の打撃というものは大きいと私は考へるが、そこいらの点について、どのように大蔵省は見通しておられるのか、また通産省はどうお考えになつていらつしやるのか、ひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○原田説明員 お答え申し上げます。まず、二つに分けてお答えしたいと思います。最初に先生の御質問になりましたわが国の物価に及ぼす影響

でございますが、これはわが国の国内の金価格というものがすでに従来の国際価格よりも相当割高になっておたつたわけでございます。これは御存じのように、一グラム国際価格ですと四百六、七円でいままでは買えた、輸入できたわけでございます。ところが国内価格は一グラム六百六十円で山元から払い下げる、売り渡す、こういうことになっておたつたわけでございます。したがって、これは国際価格に比較をいたしますとすでに六割くらい高い価格でございます。こういうようなものを使ひまして金製品がつくられておたつたわけでございますが、今度国際市場が二重価格制になりまして、産業用金は自由市場で売買をされるという場合に、その価格がどの程度騰貴するか、これがはたして、六割も騰貴するかどうかということ、これは先ほど通産省からもお答えのございましたように、今後の推移を見まさんとわからないことでございますけれども、しかしながら、きょうの新聞なんかの報道で見ましても、十五日におけるパリ市場の金の価格とそれから昨日におきます金の自由市場の価格と比較してみますと、下がっておるわけでございます。一オンス四十四ドル三十六セントという価格が四十ドル台に下がっておるわけでございます。そういうような状況でございますから、私は、この二重価格制になったことによつて、わが国の金製品の価格に影響を及ぼすということは、現状ではまずまず考えられないのじゃないかというふうに考えるわけでございます。

それから次は、流動性の縮小あるいはそれによる世界貿易の縮小、こういうことがあるものではないかという御質問でございますけれども、これは、今度の七カ国中央銀行総裁の会議のコミュニケの中でも言っておりますように、現在の通貨、外貨準備用としての金、これは現在の量でも国際決済としては十分であるということを申し上げております。これはどういふわけかと申しますと、現在国際的に討議をされておりますSDR、特別引き出し権、これらの審議が現在進んでおりますが、SDRが発動されるようになりますと、非常に国際流動性というものはそれによつて追加をされるということになるわけでございます。したがって、今度の二重価格制をとつたことによつて、流動性は欠如し、世界貿易が縮小の方向に向かうということは考えられないというふうに思うわけでございます。ただこの二重価格制を維持していきましますためには、アメリカあるいはイギリスの非常に節度ある経済の運営と申しますか財政金融面からの引き締め、それから国際收支改善のためのいろいろな措置、これが強力に行なわれまして、そうしてドルとポンドの信託を回復し維持するという必要があるわけでございます。したがって、そういう面ではアメリカに対しますわが国の貿易、これが全く影響を受けないとは思ひます。ただ、一方におきまして、今度の七カ国の中央銀行の総裁の会合の決定といたしまして、ヨーロッパ諸国は世界貿易のそういう縮小を招かないように、つまり現在ヨーロッパ諸国は経済が上向ききみでございます。そういう状況でございますから、ここでヨーロッパ諸国は引き締め政策をむしろ緩和をいたしまして、そうして従来の大幅な黒字というものをむしろなくしていくべきである、こういうことを申しておるわけでございます。これはヨーロッパ諸国の貿易が拡大をしていくということを意味するものでございます。したがって、ヨーロッパに対しては貿易は拡大する要因がある、こういうことでございまして、いろいろな要因があるわけでございますので、必ずしも今回の金の二重価格制によりまして世界貿易が縮小に向かうというようなことは考えられないわけでございます。

○中村(重)委員 あなたからそうした型どおりの事務的な答弁を私は期待しているのじゃない。しかし説明員であるあなたにそれ以上の答弁を求めるといふことは無理であるし、またもつと高度な判断の上に立つたお答えも聞かなければならぬ。金プールの中央銀行の総裁の会議で、あなたが答えたになつたような一つの声明を発表した。しかしこれは、ゴールドラッシュというものはできるだけ鎮静させていかなければならぬという配慮がああいうような声明になつてきたわけだ。それからドルの信用が低下してくる、このことは流動性が低下していくことは間違いないです。それは貿易の低下につながる。ただ一片のああいう声明によつて私どもはそうした型どおりの判断をするほど甘くはないですね。事態はそんなに樂觀したものではない。まあしかし、あなたからはこれ以上お答えはいただかなくてもけっこうでございますが、振興局長に見解を伺つてみたいと思つたので、金プールの中央銀行総裁の会議では、ドルの信用を保持するためには、アメリカの国際收支を改善することが最優先でなければならぬということ、この声明の中で強調しておりますね。それはどういふようなことがこの後結果として出てくるかということになると、アメリカの引き締めというものが相当強まってくるであろうということ、これは増税の問題も、今度は議会の抵抗というものを何とか納得をさせて、これを実施するということ方に向に進むであろう。その他まだいろいろありますけれども、いずれにしても、日本の貿易を伸ばしていくという点について、マイナスイメージとして働くことは、これは間違いないわけだ。四十二年度の貿易の結果も実はどういふことになるのか、あるいは四十三年度の輸出にいたしましても、一五%という大幅の伸びを私は予想しておるわけですね。このように日本の輸出貿易の環境というもの、それが非常にきびしくなつてきた。このことは、どうしてもわが国の四十三年度の輸出貿易の見通しに誤りが出てきたということは否定できないと思ふ。だから修正をしなければならぬのではないかと申しますが、そこらに対してどのような見解を持っておられるか伺つてみたいと思ひます。

○原田政府委員 先ほど申上げましたように、今後、金、ドルの価値がどのように安定の経過をたどり、流動性がどのように補給されてまいるかという点は、なお事態は流動的でございますので、アメリカのドル防衛政策がどの程度成功するか、E.E.C.をはじめとする国際協調がどの程度功を奏するか、それに先ほどお話の出ました特別引き出し権というような、新しい通貨による供給がどの程度追いつくかというような条件によつて変わつてくるかと考えております。したがって、先生御指摘のとおり、その情勢いかによつては、非常に注意しなければならぬ情勢が起つてまいります。特にアメリカにおきまして、増税並びに引き締め、さらに輸入の制限というようなことがもし万一実施されるといふようなことになりまして、日本の輸出を取り巻く環境というものがきびしさを増すという点については、先生御指摘のとおりではないかと思ひます。ただ、いままでの日本の経済の引き締めにおきましては、通常その次の年には二二%から二六%くらいの輸出の伸びというものが実現をいたしております。しかし今回は、すでに見通しをつくりましますときに、これからの輸出環境が非常にきびしくなるということ、これを予想いたしまして、世界の貿易の伸びは去年に比べれば拡大をすると考えられましたにもかかわらず、過去におけるほどの大きな伸びは期待できないのではないかと、一五%程度の伸びという見通しを立てた次第でございます。しかしこの一五%の輸出の実現というものは、ただ何もしなないで容易に達成できるというやうな環境でないことは御指摘のとおりでございます。私もこれから一そう輸出振興に努力をいたしまして、この目的を実現をいたしたいと考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 私の質問に対してお答えになつていないのですが、いずれあらためてお尋ねすることにしたします。

きょうは発展途上国の繊維、雑貨等の日本との輸出競争力というものの、その原因、いろいろな点についてお尋ねをしたかつたわけでありましたが、省略をいたします。そこで本来の信用保険法の問題について、いろいろお尋ねをいたしまして、私の質問を終わることにいたしますが、振興局長は

もうけつこうでございます。

先ほど来、中小企業信用保険公庫法の改正案の内容に對しまして、同僚委員諸君からいろいろお尋ねがあったわけですが、私は端的にお尋ねをいたしますが、第五十一回の国会において、信用保険法の一部を改正する法律案に對しまして、附帯決議がつけてある。ならびに中小企業信用保険臨時措置法案に對する附帯決議もつけてあるわけでありま。昨日、附帯決議の問題について、これがどのように実施されておるのか、洗ってみたいと私は御連絡申し上げておきましたので、これがどう生かされてきたのか、生かされてない点はどういう問題点があったのかという点について、ひとつお聞かせ願ひまして、それによつて質問を續けてまいりたいと思ひます。

○乙竹政府委員 第五十一国会及び第五十五国会の商工委員会におきまして附帯決議がつけられております。その各項目につきまして、私たちが實現努力をいたしました点を申し上げます。

まず第一でございますが、特別小口保険の付保限度額の引き上げ、他種保険との併用、具備すべき要件の緩和について改善をはかるといふ御指示がございました。この特別小口保険の付保限度額の引き上げと他種保険との併用の問題でございますが、端的に申し上げます、併用は法律的に非常に問題がございまして、どうもこれは非常にむずかしいございました。それから小口保険の付保限度額五十万円、これを引き上げるといふ問題も、これを真正面から取り上げますというものは、現在の小口保険についての事故率の経験値がまだ十分得られておらぬ、また相当数の協会が、その限度引き上げについては警戒的であるという現状でございますので、後日引き上げの方向に向かつて努力をする、検討をするということにしております。しかし、この決議の御趣旨をいかにして實現するかというところで努力をいたしました結果、次のように措置をいたします。すなわち、特別小口保険の利用者が初めて無担保保険を利用する際には、百万円までは低い利率を適用すると

いうことに、近く実施をいたしたいと思ひます。低い利率と申しますと、これは一厘二毛の利率を適用したいということでございます。この意味は、本件につきましては中村委員から強く御指摘があり、御鞭撻を賜つたのでございまして、くどくど申し上げる必要はないと思ひますけれども、実質的には何と申しますか、併用が認められたのと経済的には非常に似ておる、また特別小口保険の限度額が百万円まで引き上げられたのと相当似ておる、もちろんまだ不完全ではございすけれども、似ておるということを御報告申し上げます。

第二に、いまの決議第一号の中の具備すべき要件の緩和の点でございますが、この特別小口保険の要件には居住要件と納税要件と二つございまして、実質的な審査を経ずしてすみやかに形式的に保証ができるようにということで要件がついておるわけでございまして、決議で御指示のこの要件の緩和、特に納税要件の緩和でございます。これにつきまして努力いたしました結果は、身体障害者それから老年者、寡婦等につきまして、この方々は特別の控除が受けられておりますために、所得割りの納税額がなくなる場合があるわけであります。このような場合におきましては、そういう控除のために納税額がなくなつたことが証明されますならば、均等割りの納税要件だけで保証の対象とするというところで処置をいたすべく検討をしております。検討と申しますのは、実施という方向で検討をいたしております。これが五十一国会の御決議でございまして、その後五十五国会ですらにつけ加えられた点の御報告をいたします。

まず中小企業向け長期安定資金の確保につきまして必要な制度を検討せよという御指示でございますが、現在の中小企業の経営の安定をはかり、特に体質を強化いたしますために長期資金の供給が非常に緊急でございますことは、御指摘のとおりでございます。昭和四十二年度からは中小企業信用保険公庫の融資基金のうちから二十億円

を長期保証推進特別貸し付けといたしまして貸し付けをいたしまして、三年以上の貸し付けにかかわる保証増大の原資として全国の信用保証協会に特別貸し付けをいたしました。この結果、実績が相当ありまして、四十一年度は全体のうちのシェアが一四・四でございましたが、四十二年四月から四十二年一月までで千四百三十五億円、全承諾額の中の一八・一％ということになっております。今後この貸し付けワクの拡大につきましては努力をしてみたいと思ひます。

それからその次に、信用保証協会の保証利率の引き上げ及び保証能力を拡大するために融資基金、保険準備基金等の増額をはかるべきであるという御指示でございます。今四九十五億円を両基金合算してお願ひをしておりますのは、この御趣旨を受けた点でございます。二十五億円を準備基金に充てるということによりまして、保険金支払いの四十三年度の準備基金としては十分と申しますか、支障がないと思ひますが、七十億円の融資基金につきましては、これは先ほど御指摘もございましたが、この基金がもっと多ければ、一面には保証協会の経理状況の改善、したがいましては保証利率の引き下げ等、また一面には保証契約を増大するという面におきまして、特に金融引き締め、また体質改善の必要などに、この融資基金は七十億円にとどまりませう、もつとわれわれとしてはほしい金でございますが、一般の財政事情やむを得ずということで、不満足ながらこういうことになっておる次第でございます。が、来年度以降もこの融資基金の増大には積極的に努力をしてみたいと思ひます。

それから次に、保証つき借入れの金利の引き下げにつきまして必要な指導を行なえという御指示でございます。

本件につきましては、一応大蔵省から四十二年八月一日に通達を出しておることではございますが、その後、いろいろ実情を聞きまして、必ずしもまだ十分ではないと思ひます。保証つき貸し出しの金利が現に一厘ないし二厘程度下がつておる

銀行もあるようでありますけれども、しかし、あまり下がっていないところも相当あるということ、本件につきましては特に大蔵当局に對し、銀行検査等のチャンスをつかんで特に積極的に指導をしようという要請をしておるわけでございす。ただ、この金利引き下げを制度といたしますことににつきましてはいろいろ問題もございすので、極力私たちが及び大蔵省、行政当局の行政指導によりまして、保証付きの金利の引き下げにつきまして努力をしてみたいと思ひております。

それから第五に、災害、産炭地域及び倒産関連保証のためのてん補率の引き上げでございますが、現在八〇％のてん補率になっておりまして、この八〇％を引き上げるとは事実上相当むずかしい問題であると思ひます。なお、現状におきましても、残りの二〇％分につきましては地方庁が全部または一部の損失補償でカバーしておるといふうなことでございすので、協会の危険負担はきわめて少なくなつておるのではなからうかというふうに思ひます。しかしさらに私たちがいたしまして、保険公庫から保証協会に對します融資基金の特別貸し付けにおきまして、この点を十分考慮いたしまして、災害等の場合に十分な措置がとれるように努力をしてみたいと思ひます。

以上、御報告申し上げます。

○中村(重)委員 詳細にお答えがあったのだけれども、端的に言えば附帯決議は全然尊重しなかつたといふことだ。何にもやっていない。運用の問題について多少配慮するといふようなことがあるようにお答えになったのだけれども、何にもやっていない。やれないような附帯決議をつけておると思ひますか。無理がありますか。はっきりお答えなさい。この附帯決議は無理がありますか。

○乙竹政府委員 いま御報告申し上げたところ、微力ではございますが、相当努力をし、相当程度やつたと思ひわけでございます。決して十分ではございませんことは自覚をしております。今後努力をいたします。

○中村(重)委員 十分でないこととはは当た

らない。ほとんどこれはやっていない。

大蔵省、この附帯決議についてずっと洗ってこられたと思うのだし、またそれなりに中小企業庁との間に予算折衝等を通じて議論されたことだと思ふのだけれども、どういふ点が無理だとお考へになりますか。

○長岡説明員 附帯決議の内容につきましては、当然四十三年度の公庫予算をきめます際に、大蔵省、中小企業庁の間にきまして熱心な議論を戦わして検討したわけでございますが、おっしゃるとおり、中には財政の事情さえ許すならばそこまですべき問題というのもございます。それから制度的に——国会の附帯決議に対してそういうことを申し上げるのはいささかどうかとは思いますが、現状においてそのような措置をとることがはたしてどうであらうかという疑問を持つた点もございします。たとえば特別小口でございますが、なるほど小零細企業者に対して、特別小口の非常に条件のいい、保険料も低いし、それから無担保無保証といったような特別小口を受け得る金額が多ければ多いほどいいと思ひますけれども、一方、この金はやはり担保もなく保証人もなく、しかし借りた金はやはり返すということが原則でございます。これをあまり広げますと、かえって保証協会等も危険を感じて、この特別小口を活用するといふようなことに対してちゅうちょする向きもある、現在四十二年の一件当たりの特別小口の利用額総平均が三十六、七万円でございますので、またそういう点からいましていま五十万円ではないのではなからうか、ただそれについても、これが直ちに五十万円をこえて無担保無保証に移りますと日歩一厘五毛といふことになるのでは、やはり零細企業者にとつての負担が大きいたうことから、中小企業庁長官の申し上げましたような刻みの一厘二毛といふ保険料率を認めたといふたように、私も一つ一つ慎重に検討いたしましたけれども、現時点においてそれを実現することについていささか疑義がある点もございしたので、先ほど長官が申し上げたような程度にとどまっております。

わけでございます。○中村(重)委員 いまあなたが答えになつたように、附帯決議は一〇〇%生かされない面もあるだろう。それは理解できる。だがしかし、お答えの内容では私は納得できない。いわゆる特別小口保険の平均が三十七万円とかお答えになつた。五十万円でありませうけれども、それを押さえるから、だからして三十七万とかその程度になつてゐるという事です。だからあなた方は数字だけ見て、これでいいんだなんて言つて、しさいにどうしてそういうことになつたのかという追跡調査をおやりにならぬからおわかりにならない。現場の事情がちつともおわかりにならない。そういうところに問題がある。

それでは、附帯決議をこつてつて、最後に御趣旨を十分尊重してまいりますなという型通りの大臣の附帯決議に対する意思表明、そういうことだけをとりとて大きく問題にしようとはしないのだけれども、この質疑応答の中でつぱりと大臣が答弁をしてゐるのがある。必ず実施いたしますと言つてゐる。たとえば乙竹長官が特に力こぶを入れてお答えになつたいわゆる保証協会の保証つき融資に対して、その保証料を引き下げていく、あるいは保証つきのもは信用程度が高くなつたんだから金利を下げるという事、そういうことはそのとおりでございしますから実行いたしますとつぱりお答えになつてゐる。それからもう一つ、政府資金の融資をいわゆる代理業務をやつてゐる、そういう場合に民間の金融機関はいわゆる歩積み・両建てなんといふことをやつてゐる、こういううけしからぬ話はない、そういうような金融機関に対しては断固代理業務を停止しなさい。全くそのとおりでございします、こう言つてゐる。まだたくさんある。時間がございせんから私はその一つ一つについて大臣と私の間に質疑応答を繰り返して重ねてきたことについての答弁をこつて全部は申し上げない。いま私は二つの例をあげて申し上げただけけれども、その二つとも実行してゐないではないか。ここに与党の皆さん方がたくさんおられる。その当時もそのとおりだといふことで共感を持つていただいただけけれども、一つもいまも変わらなかつたといふ私には思ふ。私はこういうことを提案したい。保証協会の保証をつけて、その保証料等を銀行自身に負担せなさい、それを負担しないような金融機関に対しては保証つき融資を中止しなさい、ストップしなさい、こう私は申し上げたい。この点に対して中小企業庁長官あるいは中小金融課長もお答え願ひたい。それから信用保証公庫の総裁にひとつ考え方を開かしていただきたい。本来ならば、大臣の答弁ですから、これは藤井政務次官のきつぱりしたお答えを伺うことだけで足りるのだけれども、ひとつそれとそれとに当たつておられるあなたの方の考え方を聞かしてもらいたい。

○乙竹政府委員 保証つき銀行債務につきまして、銀行金利の引き下げについて極力努力するといふことは事実やつておるわけでございしますけれども、何せ相手のあることであります。さらに、特に一律的に追い込もうといひますと、逃げた、そういう保証つき融資の貸し出しは困るというふうなことになるかとまたよい困る、この点は少し気が弱いかもしれませんが、そういう気持ちで実は心配しておるわけでございします。先生いま御指摘のような案も検討をさせていたいただきです。何とか保証つき債務につきましては銀行金利を一般のものより下げさせるように今後積極的に努力をしてみたい。

○長岡説明員 中村先生御指摘の点、まことにこのもつともございまして、大蔵省といたしましては、保証つき融資の金利の引き下げにつきましても、先ほど中小企業庁長官がお答え申し上げたように、去年の八月に附帯決議の御趣旨を体しまして通達も出してありますけれども、なお通達だけではなしに、今後とも強力に実行してまいりたいと思ひます。ただ金融機関の貸し出しの金利と申しますのは、一応標準金利等を定めておりますけれども、個々の金融機関の個々の融資によつて定めていく、要するに公定率によつて押さ

るわけにもまいりませんので、すべて保証料の負担をめぐり込ませて、それだけ信用もつておることであるから、それをこえるものについてはたとえこの協会の制度を利用できないといふようなこととするのはいささかどうかと考へております。現在のところ、大体、私もいろいろ指導いたしまして、一厘から二厘は下がつてきておる、それから全国の保証協会につきまして、この保証つき融資の保証料のほうもだんだん下がつてきておる、こういうようなことから、できるだけ私どももいたしましては保証つき融資の金利の引き下げについても業界の指導等に当たりたいと思ひております。

それから歩積み・両建ての点につきましては、まことにこのもつともございまして、この点につきましては大蔵省の金融検査官がおりますが、金融機関の検査を行ないます際に、特にこの問題に目をつけて厳重に取り締まるように指導いたしております。

○長村説明員 ただいまの保証つき債務の金利の引き下げの問題、保証つきものの歩積み・両建ての問題、私も全く同感と申しますか、当然金利は引き下げるべきであり、また歩積み・両建てのごときは供給すべきからざるものと考えておりました、厳に監督当局のほうにもこの点についてお願いをいたしておるわけであります。実質的にせひ何らかの方法で改善してまいりたいと思ひます。

○中村(重)委員 小澤委員長に特に耳を傾けてもらいたいことがある。耳を傾けておいてください。あなたは、特にいまから私が指摘することに、つては、どうしてそういうことが実行されないのかといふことで驚かれるだろう。先ほど納税要件の問題でお答えがあつた。身体障害者の問題について検討する、これはいまごろ検討するといふ答弁で委員会の納税が得られるとあなたがお考へになるか。いいですか、課税最低限といふのは、所得税であらうと住民税であらうと、これを引き上げる傾向にある。そうすると、都

いうようにずっと対象があがってくると思う。ところが、この特別小口保険というその対象から除外しなければ普通保険の対象にはなり得ないというところ、これは私は適当でないと思うのです。併用でいいじゃないですか。いま特別小口保険で融資しているんだけれども、今度は百万円金を借りるという場合において、これは特別小口保険というものをなくしてしまつて、終了した形をとつて、普通保険を適用するというのも、これは事務的には処理できるだろうと思う。しかし、対象の金融機関というようなものも変わってくるということにもなりましようし、これは非常に複雑になつてくる。だから、これは併用にしようというところは、併用してもいいんじゃないですか。あまりこの点についてこだわられる必要はないんじゃないですか。

○乙竹政府委員 併用をするしないの問題は、一応特別保険制度のためまへの根本に関するものでございまして、それからもう一つは、これは釈迦に説法でございまして、併用問題は保証協会と保険公庫との関係で議論がある問題だと思ひます。零細の方々が保証を受けておるといふ場合に、五十万円までは保証人も要らなければ担保も要らない。ところが、先生御指摘のように、これが順調に成長されて、さらに三十万円の金を借りた、保証を受けたという場合には、今度の措置によりまして、保証協会は合せて八十万円は一厘二毛の保険料率で保証いたします。かつての五十万円につきましては、特別に保証人も要りません、こういうことをやろうというわけでございます。この点は先ほどからだいたいはおしかりを受けておるのでございますが、私と申しますより中小企業庁の考え方といたしましては、この特別決議につきましては非常に真剣に取り組んできておりまして、こういうふうな零細の方々からすれば、企業成長に従つてその御支障なく、事実上併用と違わないような保証を受けられる、こういうふうなことで、びほう策ではないかとおしかり

を受ければ確かにそれでございしますが、その根本問題につきましては、さらに文字どおり検討させていただきますかと思ひます。

それからなお、先ほどの勉強いたしますということとをちよつと弁解させていただきますと思ひますのは、私たちのほうは、実は歴代の大蔵長官なりがずっと御答弁を申し上げていること、それはもう全部勉強済みでございます。ただ私たちがいたしまして、大蔵当局と話がつきまして、大蔵当局の見込みのあるものにつきまして検討という字を申し上げて、実は事務当局が少しかたくなるとしかられるかもしれないけれども、申し上げられると思ひますことは、いろいろ甲論乙説ありというふうなことで、しかし、前向きにいろいろ勉強していかねばならぬという意味で勉強という字を使ったことを弁解させていただきます。

○中村(重)委員 特別小口保険と無担保保険との——これは無担保保険の中に一厘二毛という制度を考えておるんだらうと思うが、二つの意味があるのですね。これはだいたひん苦心されたんだらうと思ひます。付帯決議の二つをここで一つで生かそうというふうなもので、私はあえて苦肉の策なんということは使いたくないんだが、まあ苦心の作だらうと思う。一方百万円程度まで特別小口保険の付帯限度を引き上げなさいという附帯決議がついていて、一方は併用するという附帯決議、こう二つについて。そうすると、いまお答えのように、特別小口保険は一厘、無担保保険のほうは一厘五毛、この中間をとつて一厘二毛というものを無担保保険のほうへ持つてきて、この二つをこれでひとつ生かして、こうしておられるようですね。これは前向きであることは認めます。先ほどお答えになつた中で、これはびつたり生かしてないんだけれども、苦心の作としてこういうことを考えましたという意味で、前向きで取り組んだというところは、それなりに私は評価したいと思ひますが、ここらあたりは漸進的におやりになることも必要でしょうけれども、きつぱりと割り切つて

いいものはひとつ割り切つていく、こういうことにしなければ、いまのように、中小企業者の倒産は増加の一途をたどつてきている。しかもそれは負債額一千万円以上の倒産である。一千万円以下の負債による倒産というのは、企業庁も実は把握しておられぬでしょう。興信所もこれを把握してない。これはもうたいへんな数であらうと思う。こういう点については、ほんとうに前向きも積極的な前向きでもって対処してもらわなければならぬと私は思ふ。ですから、この点に対処する姿勢として政務次官のお答えを願ひたい。

○藤井政府委員 十分御趣旨を体して前向きで検討させていただきます。

○中村(重)委員 建設省からお見えただいておりますのでお尋ねいたします。

この倒産の中で建設業者の倒産というものが非常に高いわけですが、中小建設業者の倒産対策としてどのような対策を持っておられるかという点が一点であります。

時間を節約する関係から数点をお尋ねいたしますが、次は官公需の問題でございします。御承知のとおり官公需の確保、これは法律としては「機会の確保」ということになっておりますけれども、官公需を中小企業者に確保するという点については、中小企業庁と建設省は十分連絡をとりながら対処しておられると思ひます。でございますけれども、中小建設業者に対する官公需についてどのような取り組みをしていらっしゃるのか、この二点について一応お答えを願ひたいと思ひます。

○桑山説明員 御説明いたします。建設業者の倒産の問題につきましては、最近倒産の件数が非常にふえてまいつておりますことは先生の御指摘のとおりでございます。建設省といたしましては、その事実につきましては非常に憂慮をいたしておるわけでございます。

倒産の原因につきましてはいろいろ考えられるわけでございますけれども、過去数年間建設投資の継続的な増加にもかかわらず、中小建設業者が非常にふえてきた、また乱立したというふう

に申し上げてもいいかと思ひますけれども、その結果、受注競争が一段と激化したというふうなところによりまして、このいわゆる構造的な要因というものが実は考えられるわけでございます。この点につきましてはまたそれなりの対策が必要でございしますが、倒産原因の中には建設業者内部に原因する問題もあらうかというふうには実は考えておるわけでございます。したがって、建設省といたしましては、これが対策といたしましては、まず中小零細業者のいわゆる経営能力の向上をはかる必要があるんじゃないかというふうな問題を押えまして、この経営能力の向上という問題につきましまして、いわゆる中小企業近代化促進法というのがあるんですが、この近頃法に基づきまして、土木工事業につきましましてはもうすでに近代化計画を策定いたしました。実施の運びに至っております。

それから建築工事業についてであります。現在実態調査を終わりました。近代化計画の策定を実は進めておる段階でございます。四十二年度におきましては、さく井工事業を近代化の指定業種といたしまして実態調査をいたしておる、こういうふうな作業を進めておまして、いわゆる中小建設業者の経営能力の向上というのをまず大きく指導する必要があるんじゃないかというふうなわけで、努力をいたしておるわけでございします。

もう一点は、いわゆる中小建設業の一つの合理化、近代化という問題をとらえます場合に、やはり経営規模の適正化というのがこの要諦だらうというふうな考えでおるわけでございまして、そういう意味では、中小建設業の組織化の推進をはかる必要があるんじゃないかというふうなことで、中小企業等協同組合法に基づきます組織化を推進する、そういう中小企業等協同組合の設立等によりまして経済行為の効率化をはかり、さらに金融の確保をはかつていくというふうな組織化を推進するということで指導をいたしておるわけでございします。

また、最近協業組合という形のものも実は新しくできてまいっておりますので、そういう意味での協業組合化への指導というようにも実は考えておるわけでございます。

さらに、そういうふうな構造的な改善をはかりますと同時に、中小建設業者が立ち行くためには、やはり仕事を与えなければならぬということでございますので、従来から建設省に付属機関として設置しておりますところの中央建設業審議会の勧告に基づきまして、発注調整といたしまして、実質的に発注するに当たって、契約予定金額に相当する業者から原則として指名をいたしまして、特定の階層の業者に仕事が片寄ることがないように実質指導をいたしているわけでございます。

さらにまた、工事が非常に大型化する傾向にもございまして、中小建設業の受注機会の確保をはかりますためには、やはり施工能力の向上をはかる必要があるという観点から、ジョイントベンチャー等を指導いたしまして、大規模の工事にも、ジョイントベンチャー方式で施工能力を増進させ、受注の機会を与えていくというような、共同請負制度も実は指導をいたしておるわけでございます。

それから、最近倒産の原因になっております人件費の高騰によりまして、技能労働者の養成、確保ということも非常に喫緊の要務になっておるわけでございまして、この点につきましては、関係省といたしましての労働省の公共職業訓練制度、あるいはまた事業内の共同訓練制度というもののにつきまして助成をいたしますと同時に、建設省直轄として実施をいたしておりますところの産業開発青年隊、これの拡大をはかりまして、オペレーターとか測量関係の技術者の養成とか、フォアマン的ないわゆる現場職員の確保というように、等に關しますところの技能労働者の養成、確保に努力

をいたす等々の対策を実は進めてまいっておりますのでございまして。

それから第二点の、中小建設業者に対するいわゆる直轄工事等の対策はどうか、発注にあつての考慮が払われているのか、特に官公需等を念頭に置きましての中小建設業者に対するところの受注確保の施策はどうやっていくかという先生の御質問でございますけれども、先ほど、いわゆる発注調整をいたしまして、特定の階層の業者に仕事が片寄らないような措置を実は従前から講じているというふうに申し上げましたけれども、中小建設業関係業者の間から、そういうふうに指導はしておられても、必ずしもそれが守られていない、特に第一線におきます発注機関におきましてはこれが必ずしも守られていないというような声もございまして、建設省といたしましてはこれをもう少しきめのこまかい指導をする必要があるやうな点かというところで、四十一年の三月七日付で事務次官通達を出しまして、中小建設業者に対して受注確保をはかる措置を講じたわけでございまして。その通達の内容を御説明いたしますと、やはり発注標準を厳格に守って、みだりに小規模の工事に大きな業者を入れないようにしてほしい、あるいはまた、地元建設業者を活用するやうな方策を講じてほしい、あるいはまた中小建設業者の施工能力の向上をはかつて受注機会の確保をはかるやうな点かというやうなことで、ジョイントベンチャーを積極的に指導をしてほしいというやうなことで、もちろん建設省の直轄工事につきましましては指示をいたしておりますけれども、指示権の及ばない主要な発注機関に対しましては建設省からこの趣旨を要請いたしまして、中小建設業者の受注確保につきましましては特段の配慮を払っております次第でございます。

○中村(重)委員 時間がございせんから、一つ一つお尋ねをしないで、私の考え方を申し上げて、最後にまたお答えを願うのですが、中小企業者に対する発注をできるだけ確保するために、受注の確保、そのために通達をお出しになったということ

を伺つて、まあそれに鹿島さんですか、反発をしたパンフレットを私は見たことがあるのですが、どうも官公需の確保に対して通産省を中心とした話し合いの場というものがもつと活発に行なわれなければならないじゃないか、そういう点が欠けておるように考えます。各省ばらばらであつてはならない。それから建設省の、中小企業のあり方に対していまお答えがあつたわけですが、それなり意義があるとは私は考えております。ところが、当面中小企業者が倒産をしていく現実をどうするかというところはきわめて重要な問題点であり、いまやつていらつしやることで改めてもらわなければならないぬ点が多々あるやうな感じがいたします。どうもABCというやうに、こうずつと業者をそれぞれのランクに当てはめておられる、そういう点が、これは何と云うんですか、毎年毎年調査をやつて下がりたり上がりたりするやうな点かと思うのですけれども、なかなかそういう点がうまくいっていない。それからあまりにも実績主義にとらわれ過ぎていくやうな傾向も問題点の一つであると思ふ。

それから入札保証価格というものの。あるいは落札の場合においてその保証金を取っておられる。これが中小の建設業者にとつては大きな負担になつておる。そういう点かどうも官公需の確保というものがなかなか確保されない。そういうやうな点、申し上げると多々あるわけでございまして、この際、建設省としても十分この実態を把握されて、適切な措置をおとりにならなければ、この中小企業の倒産というこの最高のきわめて不名誉な状態にあるものを解消することは私は困難だと思ふ。それらの点に対してのお考え方を一度伺つてみたいと思ひます。

○桑山(重)委員 ただいまの先生の御指摘の点につきまして、実態を把握いたしました上でさらにきめのこまかい指導をしていきたい、かように実は考えております。

さらに、先ほど先生がちょっと触れられましたABCDEFのいわゆる級別格づけ基準の問題で

ございすけれども、これも昭和四十三年の十二月二十日に中央建設業審議会の勧告がございまして、やはり中小建設業対策としての改正も行なわれておりまして、ある程度契約予定金額の基準というものを引き上げるやうな措置が講ぜられていくわけでございまして。さらに実態の把握をいたしまして、きめのこまかい指導をいたしていきたいと考えております。

○中村(重)委員 それではこれで終わります。政務次官にお答えを願ひたいと思ふのでございすが、中小企業の倒産対策にいたしまして、あるいは中小企業の経営を安定させるというやうなことにしても、諸施策が講ぜられておるわけでございすけれども、現実にはなかなかびつたりした対策がないやうに私は感ぜられる。金融の問題等にいたしまして、いま金融引き締めの中において政府関係金融機関に期待するところは非常に大きい。ところが中小企業の金融の事情を見てみると、政府関係の金融機関、三機関でもつて八・七％、これは少しも改善されておるやうな点かあるいは九％ぐらゐでなつたことがあるのであります。それがまた下がつてくる。こういう点は中小企業、なかなか零細企業の対策というものが強力に行なわれておることにはならない。

それから信用補完の問題にいたしまして、ともかく四十二年度よりも四十三年度は融資基金というものが二十五億も実は削られておる。準備基金を二十五億増額しなればならぬやうな形に追ひ込まれてきた、そういう深刻な状態であるにかかわらず、二十五億も融資基金を四十三年度よりも減額をしたというこの事実は、どんなに弁解されようともこれは弁解になりません。中小企業

の対策をやっておりますというお答えにはならぬ
いであらう。

倒産の問題に對しても私は先日の委員会に
おいて問題点を指導いたしましたから、きようは
重ねて申し上げませんが、ともかく中小企業が好
況であらうとも不況であらうとも、倒産の激増と
いうこの状態を何としても回避していかなければ
ならない。それらの点に對して、積極的なほうに
うにきめこまかい対策を講じられる必要がある
と考える。また、先般私は中小企業のために高度
化資金であるとかあるいは近代化資金補助である
とか、出資が行なわれておるけれども、實際は支
出済み額よりも不用額のほうが多いではないかと
いう指摘に對して、中小企業庁長官は、実は従来
の高度化資金はこれはよくなかった、だから、中
小企業振興事業団をつくったのでございますとお
答えになったけれども、それは理由になりません
。高度化資金だけが不用額になっておるのでは
ございせん。目を通されとおわかりでござい
ましようが、中小企業近代化補助だつて不用額が
非常に増加しておるというこの事実に對して、き
めこまかい中小企業の対策が行なわれていないと
いうことと同時に、実は府県が二分の一を負担し
なければならぬというところにも問題がある。い
わゆる富裕県と弱小県、その地域格差が新たに起
こつてきている。これは中小企業振興事業団の
二五%の負担を受けることができなくなつて、必
要な融資ができないでおるということで、中小企
業振興事業団ができたからといって、高度化資金
の問題が解決するということにはならない。四
十三年度のこの予算の編成にあつて、四十二年
度の実績がどうであつたのかという追跡調査をさ
れて、洗うものは洗つて、新たな観点に立つてこ
れらの問題も処理していくという姿勢でなければ
私にはならないと思ひます。そういう点に對しての
取り組みが弱いということを指摘いたしました、
また適当な機会にいろいろとお尋ねをすることも
ございまいしから、きようはこれをもって私の
質問を終わることにいたします。

最後に政務次官のお答えをいただきたいと思ひ
ます。

○藤井政府委員 全くいろいろ御指摘のとおり、
われわれも従来の中小企業諸施策については、最
近の労働需給の逼迫並びに御指摘がございました
国際環境のきびしい変化、こういふところをよ
く考へて、ひとつせつ々かの御指摘の問題につ
きましては将来十二分に善処をすべく努力をいたし
たい、このように考えます。

○小峯委員 岡本富夫君。

○岡本(富)委員 先ほどからいろいろと課徴金
問題について論争がございましたが、この米国の
輸入課徴金につきまして、少しこまかい面から申
し上げますれば、兵庫県の輸出産業はほとん
ど、小さいケミカルシューズや、あるいは播磨織
物や、三木や小野の金物、あるいは豊岡のかば
ん、こういったのが対米輸出でありまして、この輸
入課徴金について非常に神経をとがらしてござい
ます。またうわさによると、台湾とか韓国、こうい
うところが適用除外になる。そうすれば、ますま
すわが国への影響というものは大きいと思ひので
す。そこで、これに對して通産省として、アメリ
カに力をつけて、この課徴金問題についてどうい
うように働きかけておるか、あるいはまたどうい
う姿勢なのか、この中小企業を守るためにはどうい
うようにしたい、こういうビジョンあるいはスケ
ジュール、これをひとつ明らかにしてもらいた
い。これは、まず政務次官からお願ひしたいと思ひ
ます。

○藤井政府委員 御指摘のごとく、このたびアメ
リカが創設しようとする課徴金制度、これがかり
に何%になろうとも、日本の輸出産業、わけても
ただいま御指摘のような中小企業者である繊維、
雑貨、こういふものに致命的な打撃を与えるこ
とは必至でございまして。のみならず、これはし
ば御指摘がございましたように、ケネディラウ
ンドの考へ方というものを自己否定するものでは
ないし措置である。したがつてわれわれは、と
もかく基本的な考えとしては、あくまでこれは

やめてもらいたい、そして国際経済が拡大する方
向に向かつて大勢が進んでいくというこのケネ
ディラウンドの精神を今後も堅持してもらいた
い、こういうかまえてアメリカに折衝する。す
でに民間の特使はアメリカに出發をいたしてござ
います、いづれ適当な時期を見て政府の代表もこれ
が阻止に交渉に出向く、こういうことになつてお
ることを御報告をいたしておきます。

○岡本(富)委員 その問題につきまして、民間の
ほうはすでに出発したということ、この間話が
ありまして聞きましたけれども、新聞によると、
官廳長官が行くとか、あるいはまただれかほかの
人が行くとか、いろいろうわさは出ております
けれども、またいづれ機会を見てということにな
りますれば、これはおそきに失する、すなわち、
日本が認めてしまつてそれからいふならば何にも
ならないと思ひます。強力にひとつやつてい
たきたいと思ひます。

そこで、その問題につきまして、この間日中貿
易について若干私はお尋ねをいたしました、普
通の商売であります、アメリカのほうでとめら
れるならば、ほかの買つてくれるところをさがす
のが普通であります。そこで、日中貿易の促進に
つきましていろいろな力を入れて、こういう
話がありましたが、ジェトロの理事長でしたか
のお話では、中共に對してはジェトロの活躍はあ
りません、これは政府から指示がないからでない
のです、こういうお話がありました。その点につ
いて政務次官からお聞きしたいと思ひますが、
どうでしょうか。

○藤井政府委員 民間特使が出て、政府の出る時
期を失してはいけないという御意見はごもっとも
でございまして。しかし、政府が出るということに
なるといふよ本番でございまして、民間の使
節にフリーな立場でひとつ大いに接触してもらつ
て、手ごたえを見ながら不敗の体制を整えたい、
こういうことでございまして、その点はわれわ
れも十分時期を失しないように、また最もいい潮
どきに手を打つ、こういう考へであることを御理

解いたいただきたいと思ひます。

それから、アメリカのほうの貿易依存度、これ
を中共貿易に転換をさすというふうな御趣旨の御
質問でございまして、これはいきなりこつちがい
けないからこつちへというふうな、そう簡単に交
わり身といひますか、身を変えろという簡単なも
のではないと思ひます。しかしながら、中共貿易
を一そう振興をさすというかまえてはもう御指摘の
とおりであります。ただジェトロを使つておらな
いということは、これはすでに御承知のごとくLT
貿易方式、これは最近貿易貿易という名前に変
わつたようでありまして、これが政府の窓口で
ございまして、その窓口を通じて政府はできるだ
け中共への輸出の振興をはかる。ただ、すでに御承
知だと思ひますが、中共のほうからはパートナー
に、これだけ買つてくれればこれだけというかま
えてきておりますから、こちらも貿易拡大をつと
めておつても、なかなか簡単にまいらないとい
ふ事情であることはつけ加えて御報告をいたし
たいと思ひます。

○岡本(富)委員 この問題につきまして、いま
アメリカ一辺倒のような一辺倒ではありませ
んけれども、一辺倒のような政策、またアメリカ
に對する依存度が非常に多い輸出。そうしま
す、アメリカからこうした無理難題のような課徴
金制度を加えられたときに、それに対してこちら
から申し入れる力というものは非常に弱いわけ
です。したがつて、あなたは外務省ではありませ
んけれども、外交というものはやはり両方を押え
つ、一辺倒にならずにやつていくというのが商
売の常道であらう。したがつて、もう少し早く日
中貿易にも手を打つておけば、今度の課徴金問題
に對しても、それならばその商売はこつちへ回す
ぞというふうな牽制ができるのじゃないか。いまこ
こまできてからあつてふたつためくような、すな
わちビジョンのないままのやり方というものを政
府は考へていかなければならぬと私は強く感じ
てゐるわけだ。したがつて、いまからでもおそ
くない。日中貿易のほうも強力に推進していただ

く。また東南アジアのほうも推進を強力にしなければならぬ、こういうことを私は思っているわけです。それに対しては、政務次官、大臣あるいはまた外務省の関係といろいろと話し合って、今度の機会に、将来こうしようというようなビジョンを発表していただきたいと思います。

そこで、時間も非常におくれておりますので、中小企業信用保険公庫法案について若干質問いたしたいと思ひます。この改正案に示されました準備基金が二十五億、融資基金が七十億、この積算根拠と申しますか、これでことは十分なのか、これについて長官からお聞きしたいと思います。

○乙竹政府委員　まづ保険準備基金の二十五億でございますが、四十二年度も予想を相当上回りまして保険金の支払いが高かったのでございますが、四十三年度も四十二年度とほぼ同程度と申しますか、相当高水準の保険金支払いを行なわざるを得ないのではなからうかということがまづ前提になっております。これは四十年年度、四十一年度にかけて金融がゆるみまして、ゆるんだ結果、中小企業者に対してもむしろ積極的に金融機関からの貸し出しが行なわれ、その相当部分につきまして保証つきの貸し出しが行なわれた。それが約二年近くたちまして、ちょうどこの金融引き締めにあいまして、それで代位弁済の急増、保険金の支払い、こういうことになってきたわけでございますが、この四十二年度の状況は来年度も大体続いていくのではなからうか、こういうふうに思います。先ほど保険公庫の總裁からお話がございました。

が、一応保険金の支払い額を来年度は百八十四億という推定をいたしまして、この百八十四億程度度の保険金支払いをいたしますと、本年度から来年度への基金の持ち越し等々を入れまして二十五億程度であれば十分やっているとということで、二十五億を算出したわけでございます。

それから第二に融資基金のほうでございます
が、これは先生も御高承のとおり、準備基金のほ
うは、なければ保険制度はとまってしまうわけで
ございますので、これは絶対なければ困るわけで

ございますが、融資基金のほうは、多々ますます弁済というやつだと思えます。多々ますます弁済と申しますのは、保険公庫から保証協会に融資基金が貸し出されまして、さらにそれが中小企業向けに貸し出しをする銀行に預託されるわけでございますが、公庫からの貸し出しの率ないし保証協会からの銀行に対する預金の金利の差がございまして、そういうような面のほかに、融資基金を預託されました中小企業向け専門の金融機関として、安んじて中小企業者に対する貸し出しがでることになるわけでございますので、特にこういう

う金融引き締めの時期がございまして、この融資基金は、先ほど申し上げましたように多々ますます弁すというのが実は偽らざるところでございまして。ところが、財政の事情もございまして、まあまあ七十億というところで、先ほど御答弁申し上げましたように、不満足ながら来年度は七十億程度の融資基金の追加ということでやつてまいりたいと思うわけでございます。保証協会の財源といえますか流動資産と申しますか、これは融資基金のほかには地方公共団体からの資金も出ますし、また協会の保有資金もあるわけでございますので、四十三年度、公庫から七十億程度を補給いたしますと、本年よりも二十数%増の銀行に対する預託額になる。非常に不満足でございますけれども、財政硬直化のおり、この辺がやむを得ずがまんせざるを得ない金額であるというふうに思っております。

○岡本(高)委員 先ほどもだれか話がありましたように、この融資基金の七十億というのは、二十五億減らしてまった。そこでいま話を聞きますと、不満足ながら大体これで見合うようにする、こういう話であります。今度は、一つ一つの協会、すなわち五十一の協会がございすね、この五十一の協会に配分する。要するにあまり使っていない協会と、それからもう基金が不足で困っている協会と、こういうようにアンバランスがあると思うのです。したがって、この配分法について、

これは長村さんからお答え願いたいと思います。

○長村館明員 融資基金の配分と申しますか、融資基準については、これは御承知のように、融資基準にいろいろございまして、普通長期の融資基金でございすとか、あるいは保証料引き下げのための特別の目的を持っているものとか、いろいろございます。したがって、必ずしも同じよと

うな標準で、機械的に、あるいはしゃくし定木に配分するわけにはまいらないわけでございます。一つ一つの詳細につきましては、担当の管理事もおりますので、また御説明申し上げますけれども、總じて申し上げますならば、大体各保証協会の保証実績と申しますか、そういうもの、それからその流動資産の状況、あるいは小口が多いか大口が多いかという一つの保証の構成の型があるわけでございますが、そういうもの、それからたとえば保証料引き下げという特別の目的を持っているものがあれば、全国的に見合せて、特に保証料の高いところを幾つか選んで、重点的にそれに投げ込むというような幾つかの方法をとっております。

○岡本(黨)委員　これはなぜそういうように話をしましたかと申しますと、保証協会の基金がござえますね、この基金が、最高五十倍しか活用ができません、業務ができない、現在こういうようになっていると聞いておりますけれども、兵庫県の保証協会なんかの場合を見ますと、もう五十倍を簡一ぱい、またほかのところを見ますと三十七倍、こういうような状態になっております。したがって、基金の簡一ぱいまでいっているところに對しては、今度の配分については相当考慮しなければならぬじゃないか、こう思うわけであります。それについての總裁のお答えを願いたいと思ひます。

○長村静明員 お尋ねは、保証の倍率での問題であらうと思いますが、お話しのように、現在のきめられました基準ですと、五十倍になっております。これは保証協会の活動が活発になればなるほど

ど、つまり保証需要にこたえなければなりませんから、できるだけ多くの保証活動ができるように範囲を広げなければならないと思います。この問題は、どういう方法でその範囲を広げるのがいいか、一番実際的な方法でこの問題を——これは直に接公庫の問題じゃないかもしれませんが、協会とも相談し、また役所のほうにもお願いして、解決してまいりたいと思います。

○岡本(憲)委員　そこで、保証協会の基金の五十倍、これが頭打ちである、こういうようにいわれておりますが、これは地方自治体あるいはまた金融機関、あるいはところから一生懸命に保証協会の方が集めてくるわけですけれども、なかなかそんなに集まらない。しかし需要は依然として多くなる一方であります。ことしの見通しは、先ほどからも話がありましたように、この五、六、七月、この危機を叫ばれておるときに、相当な資金が必要になってくると思います。そこで大蔵省の方、見えてますか。——大蔵省の主計官、岩瀬さんです。すか、これについてお答え願いたいと思います。

〇乙竹政府委員 保証倍率は実は私のほうで認可しておりますので、私のほうからまずお答えさせていただきます。先生御指摘のように、だいぶ苦しいとなっております。先生御指摘のように、だいぶ苦しい面、しかしまた御指摘のように、この引き締め時をいろいろこれから乗り切っていかなければなりませぬので、保証制度に相当強い重荷がかかる、こういうことだと思います。従来は最高限五十倍ということをやっておったのでございますけれども、協会の事故率、それから回収率、險のてん補率等を勘案いたしました、これは認可しておったのでございますが、最近保険の条件もだいぶ改善されてまいりました。と申しますのは、七〇％てん補であつたものが、特別のものは、八〇％てん補になっておりますので、保証協会の荷が軽くなって、公庫のほうへおんぶと申しますか、負担がかかってくるということになってきておる点もございまして、保証協会の

定款倍率五〇倍というのをさらに見直して、少し上げてもいいのじやなからうかという事で、いま大蔵当局とも相談をしております。そういう意味で文字通り前向きと申しますか、そういう方面で必要があれば、必要を考えながら考えてまいりたいと思っております。

○長岡税関長 主計局の問題と申しますよりも銀行関係だと思っておりますので、私からお答え申し上げますが、いま長官がおっしゃいましたように、現在全国の五十一協会のうちで五十倍に達している協会ももうすでに幾つか出てまいりました。従来はこの倍率が五十倍で押えられていたというところによって、保証のほうに支障を来たすというところはなかったと思っておりますけれども、五十倍の限度まで来た協会も出てきておることでございますので、前向きで検討したいと思っております。

○岡本(審判)委員 いままで五十倍の限度があつてもそういう支障を来たさなかった、こういうふうにあつたのはおっしゃっていただけますけれども、事実私どもの調査では、それで借りられなくて倒れたところの中小企業もあるのです。ですから実態をよく調べた上でやらなければならぬと思うのです。

そこで、前向きに考えるといひましても、前向きというのはいまだ先までありますから、大体いつごろまでにこの答えをいただけますか。

○乙竹政府委員 これは前向きといひても、大蔵省からお話しございましたが、私ももう少し強くお答えしたはずでございます。ほんとうにこれは改正と申しますか、改定する方向で、支障のある協会については至急検討いたします。

○岡本(審判)委員 この点は特にお願いしておきませんと、これを早くやっていただけないと、保証協会は窓口の規制が非常にきびしくなってくるわけです。結局それを活用する中小企業が非常に困るわけです。だから、一日も早くこの問題を解決していただきたい、こう思うわけです。小口保険の問題でありますが、これは先ほどからも議論がありまして、申請したらすぐ貸しても

らえるような状態のお話がありましたけれども、事実はそうではない。事実はなかなかこの小口保険につきましてもきびしい審査—実際に小企業、零細企業がどうしてもこれだけの運転資金が要る、あるいはまた高利貸しに借りておりました、毎月利子を払わなければならぬ。その利子が五分、六分、ひどいものになりますと八分くらい、これでは企業がまいつちやうというわけで、借りてそれを返して、同時にあと仕事を進めて持ち直していく、こういう場合が非常に多いと思うのです。ですから、これをもっと簡単に—先ほどこれは福祉事業ではない、経済政策だ、いや、福祉政策だと論争がありましたけれども、この小口保険の精神というものは、私は福祉政策でなければならぬ、こう思うわけです。ですから、これは長官からもう一つ決意を伺いたい。前長官の影

山さんは、私が質問したときには、たくさん余っているんだ、もっと使ってもらいたいのだという話でした。私のほうでPRしてあげますとこう言っておいたのですが、PRしてもなかなか事実がそううまくいかない。これに対する指導について、長官から決意を伺いたいと思ひます。

○乙竹政府委員 この金融補充制度は、中小企業政策の中の非常に大事な大黒柱である、われわれそういう覚悟で運用をいたしておりますが、特に中小企業政策の中で最重点を置かなければいけない零細事業者に対しては、実はきめ手になるような政策がなかなかないわけでありまして、その点、特別小口の制度というのは非常に生きた制度でございまして、私たちとしては、前長官がはつきりお約束いたしましたように、特別小口の普及と申しますか、これがすみやかに貸し出されて、一人でも多くの人に、零細な方々のお役に立つようにということと、文字どおり一生懸命普及の方に努力をしておるわけでございます。おかげさまで、全保険の引き受け額の中に占めます比率も毎年上昇いたしておりまして、四十年度が〇・四八%という非常に微々たるものであったわけでございますが、四十一年度になりますと、

一・九七、四十二年度が一・九六、これは実は四月—十一月の数字でございまして、年間通じますと、さらにはるかに上回った実績になるといふふうに思つておるわけでございまして、私といたしましては、特別小口は非常に大事な制度であつて、特に零細業者に対しまして一番お役に立つ制度として、大事に重点を入れて運用してまいりたいと思つております。

○岡本(審判)委員 この問題で論争しましても時間がきますから……。去年よりはこんなにふえたと思ひますけれども、去年、おとしは非常に少なかった、使つてくれないうと前長官から言われるくらい少なかったのですから、決してそれがふえたといつて喜ぶことはいけなうと思ひます。もつともこの政策は伸ばしていかなければならぬ。

そこで、私が先国会で、全国の保証協会の保証料がばらばらである、これは聞いてみますと各保証協会のいろいろ事情があると思うのですけれども、これはできるだけ安く統一すべきである、こういうふうに私は要望しておきました。その経過と、それから、まだばらばらなところがありますが、高く統一されたのは困りますけれども、今後どういう方針でいくのか、これについてただしておきたいと思ひます。

○乙竹政府委員 保証協会の保証料率でございまして、各協会の経営基盤も相当実地歴史も長くなつておりますので、残念ながらどうも差が出てきております。それから地方庁の熱の入れ方と申したら少しことばが適当でないと思ひますが、お

そらく地方自治団体のいろいろ財政事情に基づくものと思ひますが、地方庁の財政援助にも差がございまして、したがって、どうも保証料率について相当な差が依然としてございまして、これは先にも前国会で御指摘になりました。私たちとしては、積極的にこの保証料率の差を縮める、差を縮めるといふときには、低いものを上げるのではなくて、高いものを下げるという事で、差を縮めるように努力をしておるわけでございまして、四十二年の三月現在で、四厘五毛以上という

非常に高い協会が二十四協会あつたわけでございまして、その後努力の結果、四十三年三月一日、最近でございまして、この現状では二十四協会が四協会に減つております。したがって四厘五毛から四厘というところが昨年は十七協会でございましたのが、ことしは三十三協会ということになつております。さらにまた安いといひますか、非常にサービスがいい四厘未満というのが、昨年は十協会でございましたのが、十四協会になつておる、こういうことでございまして。しかしまだ依然として私たち非常に不十分だと思つておるわけでございまして。昨年度も信用保険公庫から特別貸し付けを二億出しまして、それで保証料率引き下げの行政指導をいたしたのでございまして、さらに今後ともこういう特別貸し付け制度等を活用いたしまして、協会間の保証料率の差が少なくなるように、特に低いほうの線であるべく頭がそろつように努力をまいりたいと思ひます。

○岡本(審判)委員 その努力はどういうふうにしてやるのか。一つは、冒頭に私が申し上げたように、融資金をたくさんふやして、一般社会から入れますと、この保証料というものは安くならない。当初の七十億では不十分ではないか。したがって私の申し上げたいのは、協会に元を補充せずに、ただ下げると言つたつて下がるわけがないのです。したがって、この点についてはいまさらしかたがありませんけれども、次のときにはもつともつと中小企業対策に対して力を入れていただきたい。

それから近代化保険というものがございまして、この近代化保険の対象、あれはどういうところに貸すのか、どういう制度になつておるのか、これはしごく私はいまいだと思ひます。実はこの間、名古屋通運局のほうで審査をしておるのを見ますと、非常にいいものであつたので、この点ひとつはきつりした答弁を長官からいただきたいと思ひます。

○乙竹政府委員 近代化保険は、近代化関係の、特に近代化を必要とする中小企業業種に貸すとい

うことですが、この点非常にはつきりいたしてありますのは、特定機械工業、これにつきましては機械工業の振興臨時措置法がございませう。この法律で業種指定がございませう。この指定業種、それから非常に似た法律で電子機器の關係の法律がございませうが、この指定業種というものを対象にしておりますが、近代化促進法で百餘業種を指定しておりますが、これを対象にするという事で、その点政令等で非常に明瞭に指定をしております業種のほかに、組合共同施設の資金でございませうとか、小売り店舗の共同化資金でございませうとか、それから例の小売り商のボラタリーのための金でございませうとか、それから商店街の近代化のためにございませうとか、あるいは共同工場等の施設の譲り渡しの金でございませうとかいうふうに、振興事業団の対象にしてありますような、重点的な近代化に必要な業種に貸し出しをしております。

○岡本(富)委員 その業種についてはわかつているのです。そこで、一つの企業があります。それが、あまり金に困っているところには貸さない、それから運転資金のあるところには貸さない、こういうふうになっているのですか、その中間の層というところに大体貸すようになってくるのですか、どうですか。業種はわかつてはいるのですから別として、その業種の中に当てはめて、そういうふうな内規になっているのですか、その辺……

○乙竹政府委員 これは十分独力でもって金融機関と取り引きができるというふうな人は、もちろん独力でやられればいいわけでありませうが、それ以外の、保険協会の保証でございませうならば近代化の金が借りられるというふうなところには、積極的に協会としてアプローチいたしまして保証をして差し上げる。それによってその業種に属する方の近代化を進めてまいりたいという方針で運営しております。

○岡本(富)委員 中小企業というのはやはり運転資金も要るのです。運転資金もある程度ありませう。

んと、これは商売できません。同時に、どんなに進んでまいる日進月歩の今日の産業ですから、やはり設備もそれに合わせた設備をしなければ中小企業はもたない。古い機械でやっておりますと、このごろは人手不足で、また競争も激しいから、設備の改善もしなくちゃならぬ。したがって、この近代化保険というものはそういう意味においてあるんじゃないか、こう思うのです。ところが、その経理内容を見て、これは運転資金があるんだからだめだ、これはあまり危いからだめだ、この中間というまことにあいまいな、中間のどちらにも属さない、こういう面を見ているんじゃないかと思うのですが、長官その点はどうですか。そうじゃないのですか。

○乙竹政府委員 先生御指摘の点は、おそらく具體的な特定のケースの場合で、これはもちろん一つじゃなく、幾つか踏んまえての御質問だと思います。うわけてございませうが、私たちは実はまことに不勉強と申しますか目が届かぬと申しますか、そこまでどうもわからぬわけでございます。これはも先生御指摘のようなことがありましたら、とんでもないこととございまして、私たちといたしましては、先ほど申し上げましたように、とにかく近代化をする、その近代化の必要な対象は法律、政令等で定めておるわけでございますけれども、それに属する業種の方で、一人前で金融機関と取り引きが若干できないというふうな方については、極力お役に立てるというところが、この近代化保険のねらいでございまして、実は近代化保険は設けましたものの、浸透度と申しますか、わりと十分ではございませう。これは私達のPRが不足の点もございませう。また対象とする資金かどうかというふうな点が若干複雑だというふうな、運営の面も実は若干あるようでありませうが、そういうようなことでいやがられないように、むしろ極力近代化保険が拡充されるように私たちは努力をいたしまして、四十一年度から次第次第にふえまして、四十三年度は四十一年度の三倍程度の実績をあげているわけでございます。今後とも

努力をしてまいりたいと考えます。

○岡本(富)委員 その問題は扱うほうに問題があると思うのです。中小企業の人たちはそういう問題についてはもうすでによく知っているわけですね。機械はどうして、どういふことで、どれだけの機械をつけたらどういふことをよく知っているわけですか。ですから扱うほうをもう少し強力に指導をしていただきたい。

次に、この前附審決議がありました、先ほど話がありました、金利についてでありますけれども、大企業が銀行から借り入れておるところの金利というものはどのくらいであるか。大蔵省の長岡金融課長さんいらつしやいますか。――大体大企業が市中銀行の金を利用して金利というのはどれくらいのとこが一般なんですか。

○長岡説明員 ちよつといまここに資料を持ってないのでございませうけれども、都市銀行等におきまして標準貸し出し金利――よくプライムレートといつておりますが、これがたしか八分一厘ぐらいではなかつたかと思うのです。ただ個々の貸し付けによりまして、大企業の場合でも、金を借りる企業の側と、それから融資いたします金融機関の側で交渉の結果、個々の金利が異なりますので、一概には申し上げられませんが、おそらくその標準金利をやや上回る程度で、実際の貸し出しが行なわれておるのではないかと思ひます。

○岡本(富)委員 そうしますと、今度のこの中小企業の貸し出し制度につきまして、保証料を金融機関が持つたらどうか、こういう話がありました。私は、その保証料を銀行が持つというところにありますと、金利を高くしたらそれでいいんですから、中小企業はじゃ保証料を持つていただますと、ところが金利が高い、それでは何にもならないと思ひます。したがって、少なくとも都市銀行は、あるいはまた貸し付けるところの銀行はこういう大きな保証があるわけですね。大企業よりむしろまだ間違ひのない保証があるのですから、少なくともこれは大企業が借りているような標準以下ぐらゐの金利で考へてあげていいんじゃないか、こう

いうように指導はできないものでしょうか、どうですか。

○長岡説明員 個々の金融機関あるいは個々の保証協会等によって事情は異なっておりますが、全国的に私どもが見えておりますと、先ほど長官からもお話がございましたが、全国の協会の保証料は平均していま約四厘でございます。三厘九毛ぐらゐになっていると思ひます。その四厘のうち半、二厘程度は、すでに一般の金利の中にめり込ませておるといってもいいんじゃないかと思ひます。まだ全体をめり込まずというところまではいつておりませう。これにつきまして、おっしゃる通りに保証がつけばそれだけ融資をする金融機関側にとっては安全度が高まるわけでございますから、できるだけその保証料が普通の金利のほうへめり込んでいくように指導いたしましてまいりたいと思つております。

○岡本(富)委員 高いところでは二銭七、八厘、銀行から。それに対し保証料をつけますと相当なものになるわけですね。大体銀行のほうでは、二銭八厘としますと約一割になります。市中銀行のほう、あるいはまたこの貸し出しするところの銀行には大体五分五厘で公庫から渡しているわけですね。そうすると、むしろ大企業に融資するよりもこの中小企業に融資したほうが金利が非常に多い。まずいままでも中小企業に対しては危険度があつたから金利が高かつたかともわからないけれども、考えますと、これだけの保証がついてはいるのですから、何の危険度もない。むしろ大企業よりも金利は下げていいんじゃないか、こういう計算を長官はなさつたことがありますが、どうですか。

○乙竹政府委員 御指摘のとおりでありまして、私しろうとて、きょう大蔵省のくろろとの方もおられるし、非常に先生もお詳しいようですが、銀行の金利というものは、銀行のいろいろの経常経費等をまかないますものほかに危険率と申しますか、これで金利が相当左右されると思ひます。その辺から申しますと、確かに保証協

会の保証ということ、間接ではございますが、国家が最後に控えておるわけでございますから、危険がないということから申すと、確かに金利は、信用度においては十分の担保を持った貸し出し先と変わらぬということでございます。さらに政府の助成措置また地方自治団体の制度保証等々でいろいろの助成といえますが、推進措置、その重要な一つとして、五分五厘でもって保証協会から金を預託される。もともとその預託されたものの金を六倍程度にはふくらましてと申しますが、六倍程度にはよけい金を貸すということでございますが、いずれにいたしましても、保証つきの中小企業者に対しては融資は銀行として非常に有利になってきていることは事実であると思えます。したがっていまして、それが保証制度を活用するというものになってまいりまして、その引き締めによりましてお寄せが今回の準備基金の追加投入ということをはかってきた、これは裏をひっくり返しますと、非常に保証制度がもたらやされ、しかも保証措置に対して保証つきの融資を中小企業専門金融機関が積極的にするという態度になつてきたと思ふわけであります。私たちといましては、むしろそういう金融機関が貸し出し競争をしてくれまして、それによって保証つきの中小企業向け金融の金利が下がるということになることを希望するわけでございますけれども、なかなか急にはそうもいかぬものでございまして、特に大蔵省のほうから積極的に行政指導でさらに、あなた方は危険がないのだからひとつ金利を引き下げてほしいということで指導しているわけでございます。先々といましては、むしろ先生御指摘のように、保証つきの融資は得なんだから、金利は低くてけっこうでございますというふうになつてくるのが道筋であるというふうに思ひます。

だから、そういうふうになつてくるのが望ましい。こういうようなことでは納得できない。あなたはどういうように指導され、また金利を下げるごとの決意がありや、簡単に……。

ほかのことでそのしわ寄せをこの中小企業の信用補完制度のところへ持つてこられたのではお門違いだと思ふのです。したがって、もっと強力にあなたのほうで銀行に申し入れ、また指導して、この問題は解決していただきたい、これを強く希望しますがどうですか。

談をしてやっていくのが一般原則になっております。とにかく御迷惑を極力かけないように考えたいということでございます。

○岡本(富)委員 これについて長岡課長、どういうようにこの対象の銀行に対して指導なさるか、また大体見通しとしてできるのか。ただここでお話がありましたように、確かに間違いないの

○長岡課長 先ほど佐野先生の御質問でございますが、たかかにお答え申し上げましたけれども、大蔵省としては、まず去年の八月に通達を出しまして、財務局並びに各銀行協会等にも呼びかけておるわけでございますが、今後もそういったようないわゆる行政指導と申しますか、そういうものが中心になろうかと思ひますが、でき得る限り引き下げさせていきたい。ただ一挙になかなかそこま

○長岡課長 先生の御要望の線に沿つて今後も努力を続けてまいりますが、ただ一言申し上げたいのは、信用補完制度は、要するに、この制度がないと金融機関がなかなかコマースベースで金を借さないというのに対して、こういう一種の公的な補完制度によって融資をさせるわけでござい

○岡本(富)委員 それではこの点につきまして、もともとこまかい話をしたいと思つておりまして、これはあとでこの実情をお出ししますから、検討し、また、業者の人たちが待つておりますので、一日も早くお願いしたい。これを要求いたします、きようは終わります。

の中小企業者に対しては融資は銀行として非常に有利になってきていることは事実であると思ひます。したがっていまして、それが保証制度を活用するというものになってまいりまして、その引き締めによりましてお寄せが今回の準備基金の追加投入ということをはかってきた、これは裏をひっくり返しますと、非常に保証制度がもたらやされ、しかも保証措置に対して保証つきの融資を中小企業専門金融機関が積極的にするという態度になつてきたと思ふわけであります。私たちといましては、むしろそういう金融機関が貸し出し競争をしてくれまして、それによって保証つきの中小企業向け金融の金利が下がるということになることを希望するわけでござい

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 この問題は、それをちゃんと長岡さんのほうで努力してやっていくのがあなたのほうの仕事じゃないかと思ふのです。強く要望しておきます。

○小峯委員 参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 この問題は、それをちゃんと長岡さんのほうで努力してやっていくのがあなたのほうの仕事じゃないかと思ふのです。強く要望しておきます。

○小峯委員 参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 この問題は、それをちゃんと長岡さんのほうで努力してやっていくのがあなたのほうの仕事じゃないかと思ふのです。強く要望しておきます。

○小峯委員 参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 この問題は、それをちゃんと長岡さんのほうで努力してやっていくのがあなたのほうの仕事じゃないかと思ふのです。強く要望しておきます。

○小峯委員 参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 この問題は、それをちゃんと長岡さんのほうで努力してやっていくのがあなたのほうの仕事じゃないかと思ふのです。強く要望しておきます。

○小峯委員 参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 この問題は、それをちゃんと長岡さんのほうで努力してやっていくのがあなたのほうの仕事じゃないかと思ふのです。強く要望しておきます。

○小峯委員 参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 この問題は、それをちゃんと長岡さんのほうで努力してやっていくのがあなたのほうの仕事じゃないかと思ふのです。強く要望しておきます。

○小峯委員 参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 この問題は、それをちゃんと長岡さんのほうで努力してやっていくのがあなたのほうの仕事じゃないかと思ふのです。強く要望しておきます。

○小峯委員 参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 この問題は、それをちゃんと長岡さんのほうで努力してやっていくのがあなたのほうの仕事じゃないかと思ふのです。強く要望しておきます。

○小峯委員 参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 この問題は、それをちゃんと長岡さんのほうで努力してやっていくのがあなたのほうの仕事じゃないかと思ふのです。強く要望しておきます。

○小峯委員 参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 銀行に対して貸し出しをさせるときにはそれだけの保証をして、要するに準備金を渡すわけでしょ、五分五厘で。

○岡本(富)委員 この問題は、それをちゃんと長岡さんのほうで努力してやっていくのがあなたのほうの仕事じゃないかと思ふのです。強く要望しておきます。

○小峯委員 参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

商工委員會議録第五号中正誤

修正	
誤	正
一 二 末 本委員調査	本委員調査
一 四 一 九 憂慮	憂慮
一 四 末 存る	存する
二 一 九 国策に殉じ	国策に準じ
三 一 三 二 もを限界	もう限界

昭和四十三年三月二十六日印刷

昭和四十三年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局